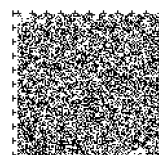


「第 3 次船橋市障害者施策に関する計画」

平成 2 7 年 2 月

船 橋 市



は じ め に



本市では、障害のある人が、地域の中で安心して暮らせる社会づくりを目指して、平成9年度に「船橋市障害者施策に関する計画」を策定しました。その後、支援費制度の導入などに伴い、平成15年度に計画の一部見直しを行い、「船橋市障害者施策に関する計画（改訂版）」を改めて策定しました。

その後、障害者自立支援法や発達障害者支援法などの施行などに対応するため、平成26年度までを計画期間とした「第2次船橋市障害者施策に関する計画」を策定しました。

この間、平成23年7月に成立した「改正障害者基本法」により新たな理念や目的、また障害のある人が日常生活等において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会におけるさまざまな障壁と相對することによって生ずるとする、いわゆる「社会モデル」の考え方が示されるなど障害のある人を取り巻く環境は変化しております。こうした中、市では後継計画の策定作業を進めてまいり、ここに平成32年度までの第3次計画がまとまりました。

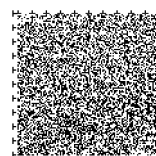
本計画では近年の国の障害者施策を踏まえつつ、住み慣れた地域で暮らすための地域包括ケアシステムの推進、超高齢社会の到来に伴う高齢化への対応、障害のある人の自立支援のための就労支援の推進の3つを計画における重点課題として取り組んでまいります。

市では今後とも、この計画の基本理念である「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」に向け、着実な施策の推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様の一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

終わりに、この計画の策定に当たりまして、多大なご尽力を賜りました「第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの皆様に対し、心よりお礼申し上げます。

平成27年2月

船橋市長 松 戸 徹



目 次

第1部 総 論

第1章 第3次船橋市障害者施策に関する計画について

1	計画の位置づけ	1
2	計画の期間	1
3	計画の対象	1
4	計画の構成について	2
5	策定方法	2

第2章 基本的な考え方

1	基本理念	3
2	施策の基本原則	5
	施策の体系	7

第2部 各 論

第1章 生活支援

1	基本方針	9
2	現状と施策の方向性について	10

第2章 保健・医療

1	基本方針	28
2	現状と施策の方向性について	29

第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等

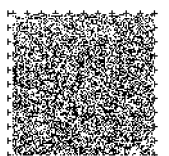
1	基本方針	43
2	現状と施策の方向性について	44

第4章 雇用・就業、経済的自立の支援

1	基本方針	54
2	現状と施策の方向性について	55

第5章 生活環境

1	基本方針	61
2	現状と施策の方向性について	61



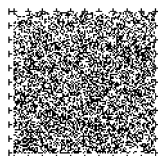
第6章	安全・安心	
1	基本方針	67
2	現状と施策の方向性について	67
第7章	差別の解消及び権利擁護の推進	
1	基本方針	73
2	現状と施策の方向性について	74

第3部 推進体制

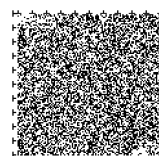
第1章	推進体制	
1	連携協力の確保	79
2	広報・啓発活動の推進	79
3	進捗状況の管理及び評価	84
(別表)	成果目標	85

参考資料

1	第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱	89
2	第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会委員名簿	91
3	第3次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会設置要綱	92
4	第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会会議開催経過	95



第 1 部 総 論



第 1 章

第3次船橋市障害者施策に関する計画について

1 計画の位置づけ

「第3次船橋市障害者施策に関する計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画であり、船橋市における障害のある人のための施策の最も基本的な計画として、また障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保を目的とし、就労や社会参加の促進、自立支援の充実などを図るため、サービスの見込み量を定めた「船橋市障害福祉計画」の上位計画に位置づけられています。

この計画は、市が障害のある人のための施策を実施するに当たっての、施策の方向を示すものです。また、市民や市民団体が障害のある人を支援していくうえでの指針となることを期待するもので、国の「障害者基本計画（第2次）」及び「後期重点施策実施5か年計画」並びに「第四次千葉県障害者計画」との整合性を図り策定された第2次計画を、国の「障害者基本計画（第3次）」（平成25年度～29年度）との整合性を図ったうえで、本市の障害のある人の状況などを踏まえて見直しを行い、第3次計画として策定するもので、市のほかの計画との整合性を図りながら策定されています。併せて、今後市が各種計画を策定するに当たっての理念と目標を示しています。

2 計画の期間

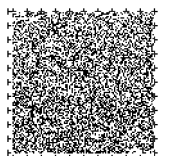
平成27年度から平成32年度までの6か年計画とします。

これは、「船橋市障害福祉計画」との期間の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図るためです。

なお、今後の社会情勢や障害のある人を取り巻く環境の変化に対応するため必要に応じて見直しを行います。

3 計画の対象

本計画では、「障害者基本法」第2条に規定されている身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、高次脳機能障害、そして難病等によって継続的に日常生活又は社会生活に支障のある人を対象としています。



4 計画の構成について

「第3次船橋市障害者施策に関する計画」は、「第1部 総論」・「第2部 各論」・「第3部 推進体制」の3部で構成され、「第1部 総論」では「第1章 第3次船橋市障害者施策に関する計画について」で、「計画の位置づけ」や「計画の期間」、「計画の構成について」等を示し、「第2章 基本的な考え方」にて計画の「基本理念」や「施策の基本原則」を示します。

「第2部 各論」では、「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」を目指して、船橋市が行っていきべき施策を分野別に7章に整理して示します。

「第3部 推進体制」では、これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための体制を示します。

5 策定方法

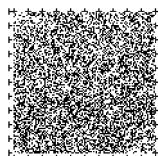
今回の策定は前計画である「第2次船橋市障害者施策に関する計画」を引き継ぐ第3次計画であることから、第2次計画の理念と法律の改正等を踏まえ、新たな計画を策定することとしました。

今回の計画策定に際し、「第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会¹」を設置しました。併せて、庁内組織として「第3次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会²」を設置し、「庁内検討委員会」で検討した計画案を「策定委員会」へ提示し、「策定委員会」において協議しました。このように連携を図りながら、平成25年11月より策定作業を開始しました。

また、計画の策定に先立ち、幅広く市民の声を反映するために「船橋市障害者計画基礎調査」を平成25年8月に実施し、実情と要望の把握に努めました。

¹ 「第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」は、相談支援事業者やサービス事業者、保健・医療関係者、当事者団体などから構成される船橋市自立支援協議会の委員24名と学識経験者2名、公募委員4名の合計30名となっています。

² 「第3次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会」は、計画に関連する48課で構成されており、策定委員会との連携を図っています。



第 2 章

基本的な考え方

1 基本理念

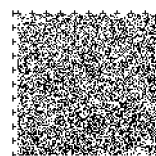
(1) 障害者施策に関する計画の動向

平成10年に策定した第1次計画においては、国際障害者年（1981年）のテーマであり、その後の我が国の障害者施策の基本ともなっている「完全参加と平等」の実現を目的として、障害のある人が地域社会の中で普通の生活ができることを目指す「ノーマライゼーション」の理念と、障害のある人が自立するために適切な支援を行い、個人の尊厳の確保を目指す「リハビリテーション」を基本理念として計画の推進を図りました。

第1次計画（改訂版）においては、個人の尊厳を基本とし、施設福祉から地域社会での自立を目指した支援費制度という自己決定と選択による契約制度へと変化したことを踏まえ、第1次計画の理念のもとに、共に支えあう地域社会の中で、市民一人ひとりが「自分の生き方を地域で自分らしく実現できる社会」を目指すことを基本理念としました。

第2次計画においては、第1次計画及び第1次計画（改訂版）の理念を踏まえつつ、「障害者自立支援法」の目的として「障害のある人もない人も安心して暮らすことができるような地域をつくること」が示されたことを受け、障害のある人がその障害の種別、程度を問わず、自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図る「ノーマライゼーション」の理念と、地域の社会資源を最大限に活用し、支援体制の整備を進め、地域生活への移行や就労支援を適切に行うことで、個人の尊厳の確保を目指す「リハビリテーション」の理念に基づき、また、すべての市民が障害及び障害のある人に対する理解を深め、共感を持つことで「誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会の実現」を目指すことを基本理念としました。

平成23年7月に成立した「改正障害者基本法」により、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念のもと、障害のある人があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現が、法の目的として新たに明記されました。また、改正前においては、障害のある人が日常生活等において受ける制限は、本人が有する心身の機能の障害のみに起因するものとしてとらえられていましたが、改正後においては、障



害のある人が受ける制限は心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会におけるさまざまな障壁と相對することによって生ずるとするいわゆる「社会モデル」の考え方が示されました。

この他にも、平成23年6月に障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害のある人の権利擁護の援護に資することを目的とする「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の成立、平成25年6月に障害者基本法第4条の差別の禁止の規定を具体化した法律である「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立、これらの国内法の整備を受けて平成26年2月19日に「障害者の権利に関する条約」が発効したこと、また障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害のある人、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が成立しました。

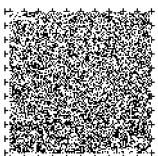
（2）計画における重点課題

①地域包括ケアシステムの推進

社会における高齢化が急速に進む中で、船橋市においても住み慣れた地域で暮らしていきたいと望んでいる多くの高齢者の要望に応えることを喫緊の課題として捉え、特に高齢者を対象とし、地域の包括的な支援・サービス提供体制である地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

住み慣れた地域で暮らすための地域包括ケアの考えは障害のある人に対しても普遍的なものであり、その取組を進めるため、船橋市自立支援協議会¹の専門部会において障害のある人の地域生活を支援する相談支援事業所や地域生活支援拠点等との包括的ネットワーク作りを検討してまいります。

¹障害者総合支援法第89条の3に規定されている協議会で、本市においては相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、権利擁護・地域福祉関係者、障害者団体の推薦する者等で構成されています。



②高齢化への対応

超高齢社会の到来に伴い、船橋市においても障害のある人自身、また介護にあたる保護者の高齢化が進んでおり、親亡き後の不安を解消するための取組を行っていく必要があります。そのために、地域での生活の場であるグループホームの整備、また将来に渡り、さまざまなサービスの提供や行政への手続きが行えるよう成年後見制度の利用の推進を図ってまいります。

③就労支援の推進

障害のある人の自立支援の観点から就労に対する支援を行うということは重要です。船橋市においても就労支援に対する取組の結果、福祉施設から一般就労に移行した移行者数は平成23年度41人、平成24年度59人、平成25年度80人と着実に伸びております。

就労支援について引き続き取り組んでいくとともに、就労後の定着についても、就労支援を行うジョブコーチとの連携などの取組について船橋市自立支援協議会の専門部会で検討を行ってまいります。

（３）本計画の基本理念

障害者施策に関する計画の動向、計画における重点課題を踏まえ、第3次計画の基本的な考え方を表す基本理念を下記のとおりとしました。

障害のある人が社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、どこで誰と生活するかについての選択を自らが行える、また障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重することにより誰もが地域社会において共生することができる

「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」

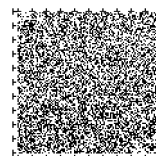
を目指すことを基本理念に据えて第3次計画を策定することとします。

2 施策の基本原則

この基本理念の実現のため、以下の3つを基本原則として施策を行ってまいります。

（１）障害のある人の自立や社会参加のための支援

障害のある人が個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活をおくることができるよう、日常生活での相談支援や就労支援により個人としての自立、教育、文化活動・スポーツ等の社会活動への参加を支援いたします。



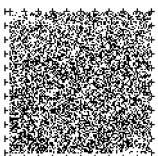
（２）障害及び障害のある人への理解の促進

障害者施策の推進は市民の幅広い理解を得ながら進めていくことが重要であり、また誰もが共生できる社会を目指すためには、障害のある人もない人も相互に交流を行っていくことが重要です。広報・啓発活動の推進、福祉施設・教育機関・地域住民との日常的交流を促進していきます。

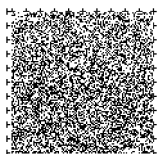
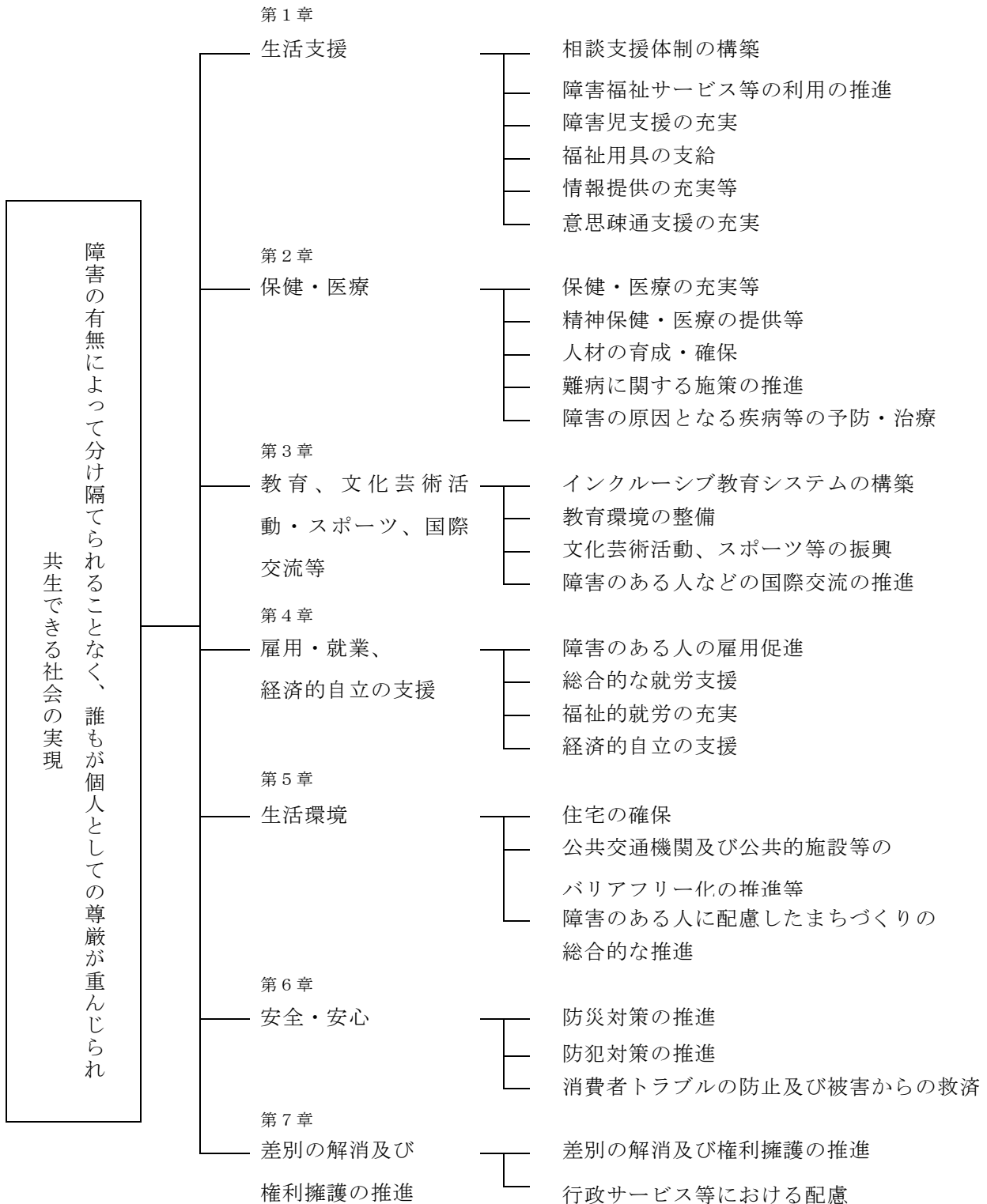
（３）社会全体によるまちづくりの推進

障害のある人に関する施策は福祉・保健・医療・教育・生活環境など幅広い分野にわたっています。また道路や建築物などのバリアフリー化などのハード面でのまちづくりだけでなく、行政機関・医療機関・教育機関・地域住民などの有機的な連携が欠かせません。

ハードとソフトの両面による、社会全体による誰もが個人としての尊厳が重んじられる共生社会のためのまちづくりを推進いたします。



施 策 の 体 系

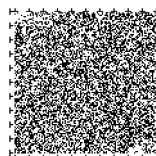


【障害者週間記念事業】

障害者基本法で障害者週間（12月3日～9日）が定められており、本市では毎年、歌・踊り・作品展などを通じて、障害のある人と障害のない人の交流を図り、障害の理解促進に努めています。



第 2 部 各 論



第 1 章

生活支援

1 基本方針

障害のある人への支援体制として、平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」により、障害の種類によって異なる各種福祉サービスが一元化され、これにより、障害の種類を超えた共通の場で、それぞれの障害特性などを踏まえたサービスの提供をすることができるようになりました。

また平成24年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする改正が行われ、障害福祉サービス等の対象となる障害のある人の範囲に難病患者が含まれるなどの支援の見直しが行われました。

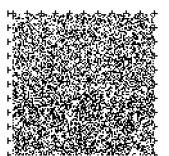
障害児支援については児童福祉法の一部改正等により、平成24年4月から知的障害児施設等の障害種別に分かれていた施設体系について、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ一元化するなどの障害児支援の強化が図られました。

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現のためには、障害のある人が身近な場所において必要な日常生活及び社会生活を営むことができるよう、相談支援体制が構築され障害福祉サービス等が利用しやすい環境が整備される必要があります。

また、障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう情報提供や意思疎通の支援を行う必要があります。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

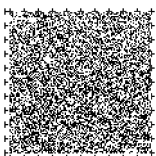
- (1) 相談支援体制の構築
- (2) 障害福祉サービス等の利用の推進
- (3) 障害児支援の充実
- (4) 福祉用具の支給
- (5) 情報提供の充実等
- (6) 意思疎通支援の充実



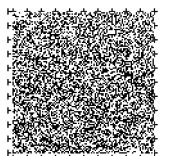
2 現状と施策の方向性について

課題（1）相談支援体制の構築

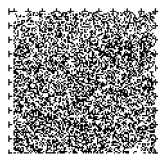
項目	現状	施策の方向性
1. 船橋市自立支援協議会による障害のある人への支援体制の整備	①関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備についての協議を船橋市自立支援協議会にて行っています。	①船橋市自立支援協議会にて課題別専門部会の報告等を踏まえた検討を行い、障害福祉施策に関する協議を行うとともに、関係機関等の相互の連絡や障害者施策等に関する情報共有を図ることにより、連携の緊密化や地域の実情に応じた体制の整備を図ります。 また、住み慣れた地域で暮らすための地域包括ケアの取組を進めるため、専門部会において障害のある人の地域生活を支援する相談支援事業所や地域生活支援拠点等との包括的ネットワーク作りを検討します。 [担当課] 障害福祉課
	②船橋市自立支援協議会に専門部会を設置し、課題別の検討事項について協議を行っています。	②課題別専門部会にて障害者支援等における課題等を共有するとともに、改善方策について協議を行い、船橋市自立支援協議会への報告を通じて施策の立案や改善に結び付けます。 [担当課] 障害福祉課 療育支援課



項目	現状	施策の方向性
2. 相談支援体制の構築	船橋障害者相談支援事業所連絡協議会において、各相談支援事業に係る諸問題の検討及び研究、関係機関・団体等のネットワークづくりなど相談支援体制の構築を図っています。	船橋障害者相談支援事業所連絡協議会での研修会や制度の研究を通じて相談支援体制の質的向上を図ります。 [担当課] 障害福祉課 療育支援課
3. 計画相談支援の推進	平成26年度末までに障害福祉サービス利用者のサービス等利用計画及び障害児利用計画の作成が求められており、利用者に対して個別に勧奨するなど計画相談支援を推進しています。	利用者に対しては、市のホームページや障害福祉のしおり、ケースワーカーなどを通じて周知を行い、障害のある人や障害のある子どもとその家族に対する計画相談支援の充実に努めていきます。サービス等利用計画の作成を行う指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の整備に当たっては、相談支援事業所の集まりである、「船橋障害者相談支援事業所連絡協議会」、社会福祉法人で構成されている「船橋市障害福祉施設連絡協議会」、NPO法人等で構成される「船橋障がい者地域福祉連絡会」などと連携を図りながら、指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の整備に取り組めます。 [担当課] 障害福祉課 療育支援課

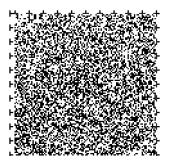


項目	現状	施策の方向性
4. 基幹相談支援センター「ふらっと船橋」による相談支援の充実	平成24年10月より基幹相談支援センターとして、地域の相談支援の中核的な役割を担っています。	障害者（児）総合相談支援事業により設置している基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を軸に、相談支援における困難事例への助言、関係者間の連携・調整など相談支援体制の充実を図ります。 [担当課] 障害福祉課
5. 障害者相談員による相談の実施	身体障害者相談員及び知的障害者相談員による相談を行っています。	障害者相談員に対する研修を定期的に実施し、障害のある人やその家族にとって身近な地域で相談できる障害者相談員による相談の充実を図ります。 [担当課] 障害福祉課

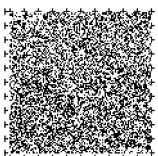


課題（２）障害福祉サービス等の利用の推進

項目	現状	施策の方向性
1. 障害福祉サービス等の充実	障害のある人の個々のニーズや実態に応じ障害福祉サービス等の支援を行っています。	サービス等利用計画を活用して、障害のある人の個々のニーズや実態に応じた適切な障害福祉サービス等の利用の推進を図ることにより、障害のある人が地域において自立した生活を送れるよう支援していきます。 特に短期入所の需要は高く、社会福祉法人等で構成されている「船橋市障害福祉施設連絡協議会」に対して医療的ケアが必要な人も含め、受け入れ先の確保に向けた働きかけを行うほか、事業者が整備を行う際には、その整備費について補助を行います。 [担当課] 障害福祉課
2. 難病患者に対する障害福祉サービス等の支援	平成25年4月の障害者総合支援法の改正により、難病患者も障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病患者が含まれることになり、難病患者に対しても障害福祉サービス等の支援を行っています。	難病患者に対する障害福祉サービス等の周知を行うとともに支援を推進します。 また対象疾患拡大の等の動きにも適切に対応します。 [担当課] 障害福祉課

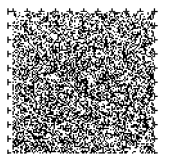


項目	現状	施策の方向性
3. 重度重複化への対応	障害の重度化・重複化に対応するため、専門職員の配置を行っています。	サービスの継続性の観点から、障害の重度化・重複化に対応するため専門職員を配置します。 [担当課] 障害福祉課 療育支援課
4. 高齢化への対応	障害のある人の高齢化に対して、介護保険サービス等への切り替えがスムーズに行われるよう関係機関との連携を図っています。	介護保険サービス等への切り替えがスムーズに行えるよう関係機関との連携を図るとともに、高齢化に対する課題の把握に努めていきます。 また親亡き後の不安の解消の取組として、地域での生活の場であるグループホームの整備や将来に渡りさまざまなサービスの提供や行政への手続きが行えるよう成年後見制度の利用の推進を図ります。 [担当課] 介護保険課 障害福祉課
5. 困難事例への対応について	多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められた強度行動障害者の支援を行う施設に対して、市独自に運営費の補助を行っています。	強度行動障害者の支援を行う施設の支援については、適宜見直しを図り、適切な支援を行います。 また矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所等）を退所した障害のある人に対する支援についても検討します。 [担当課] 障害福祉課

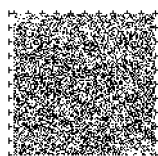


項目	現状	施策の方向性
6. グループホームの充実	①地域移行の推進を図るため、グループホームの整備費の補助を行っています。 グループホームについては消防法、建築基準法上の様々な課題がありますが、それらの問題に対し、関係機関・関係部局と連携を図りながら、問題の解決に取り組んでいます。	①既存のグループホームの適正化を図るとともに、地域移行の推進のため、新たなグループホームの新規設置について検討を行い、必要に応じた整備費の補助を行います。 [担当課] 障害福祉課
	②障害のある人の自立支援に寄与するため、グループホームの運営費の補助を行っています。	②障害のある人の自立に寄与するために、グループホームの運営費の補助は、障害福祉サービス等に係る報酬改定等の社会情勢の変化に応じて検討を行い、推進します。 [担当課] 障害福祉課
7. 福祉ホーム・生活ホーム ¹ による支援	福祉ホーム・生活ホームにより障害のある人への居室提供及び日常生活に必要な支援を行っています。	福祉ホーム・生活ホームによる居室の提供及び日常生活の援助を行っています。 また生活ホームについてはグループホームへの移行を図ります。 [担当課] 障害福祉課

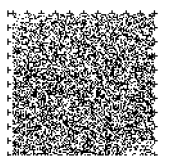
¹本市の福祉ホームでは身体障害者が、生活ホームでは知的障害者が世話人などの支援を受け自立した生活を営んでいます。



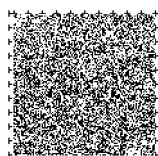
項目	現状	施策の方向性
8. グループホーム等入居者家賃補助の実施	障害のある人の自立を促進するため、グループホーム・生活ホームの家賃の一部を補助しています。	グループホーム・生活ホームの家賃補助を行うことにより、障害のある人のグループホーム・生活ホームでの生活を支援し、障害のある人の地域移行を推進します。 [担当課] 障害福祉課
9. 生活訓練等事業の推進	視覚障害者、特に中途失明者に対し、日常生活に必要な相談・訓練指導を行うことにより、視覚障害者の自立社会参加の促進を図っています。	生活訓練等事業については、視覚障害者の状況に合わせた相談・訓練指導を実施し、その利用の推進を図りながら、視覚障害者の自立社会参加の促進を図ります。 [担当課] 障害福祉課
10. 障害児等療育支援事業の推進	在宅の障害児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導・相談等により、各種福祉サービス提供の援助・調整等を行っています。	障害児等療育支援事業を推進します。 障害福祉サービスの利用を促進する観点から、障害児等療育支援事業の受託事業所数の増加を図るなど、障害のある人とその家族が利用しやすい環境整備を推進します。 [担当課] 障害福祉課



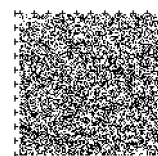
項目	現状	施策の方向性
1 1. 精神障害者の社会復帰施策の推進	回復途上の精神障害者の社会生活への適応力を高めることなどを目的に、デイケアクラブを実施しています。	デイケアクラブを実施し、精神障害者の社会復帰を支援します。 [担当課] 保健予防課
1 2. 一時介護の実施	障害のある人が福祉施設などに有料で一時的な介護を委託した場合、その費用の一部を助成することにより、障害のある人及びその保護者の福祉の増進を図っています。	心身障害者を介護している保護者が居宅での介護が一時的に困難となった場合又は心身障害者が介護を一時的に必要とした場合に、一時介護の費用の一部を助成することにより、障害のある人及びその保護者の福祉の増進を図ります。 [担当課] 障害福祉課
1 3. 日中一時支援事業の充実	障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息等のための支援を行っています。	児童福祉法の児童通所支援事業の実施状況を踏まえつつ、日中一時支援を継続して実施し、障害のある人の日中活動の場の確保、障害のある人の就労支援、障害のある人の家族の一時的な休息等の支援を行います。 [担当課] 障害福祉課



項目	現状	施策の方向性
14. 重度身体障害者等入浴サービス事業の充実	重度障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護を行っています。	自宅での入浴が困難な重度障害者等に対して、保健衛生の向上と介護者の負担軽減を図る重度身体障害者等入浴サービス事業を継続して実施します。 [担当課] 障害福祉課
15. 障害者等移動支援事業の充実	屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行っています。	障害のある人の社会参加等の観点から、障害のある人の移動支援が不可欠であることから、障害のある人が必要な場面で移動支援を受けられるよう移動支援事業を継続して実施します。 また、利用実態に合わせた利用方法について継続して検討します。 [担当課] 障害福祉課
16. リフトカーによる移動支援の実施	福祉リフトカーの利用支援を行い、障害のある人の社会参加を促す外出支援を行っています。	効率的な利用方法を図りつつ、重度身体障害者及びねたきり老人等の通院、会合等社会生活上必要な用務のための利用に供することにより、重度身体障害者及びねたきり老人等の社会参加のための外出の支援を行います。 [担当課] 障害福祉課



項目	現状	施策の方向性
17. 福祉タクシー利用料金の助成	重度の障害のある人に、タクシーの利用料金の一部を助成することにより、障害のある人の福祉の増進を図っています。	乗用タクシー及び車イスや介護ベッドを積むことのできる福祉タクシー利用料金の一部の助成を行うことにより、障害のある人の福祉の増進を図ります。 [担当課] 障害福祉課
18. 自動車改造費及び自動車免許取得費の助成	身体に障害のある人が、自らが所有し運転する自動車の改造を行う場合や、自動車免許を取得した場合に、改造費や免許取得費の一部を助成しています。	身体に障害のある人が、車を運転することにより社会参加が可能になるため、障害のある人が自ら所有し運転する自動車の改造を行う場合の改造費や免許取得費の一部を助成します。 [担当課] 障害福祉課
19. 障害者施設等通所交通費の助成	障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成しています。	障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、日中活動への参加しやすい環境を整備します。 [担当課] 療育支援課 障害福祉課

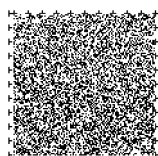


項目	現状	施策の方向性
20. 福祉有償運送運営協議会の開催	運送者からの申し出により、船橋市福祉有償運送運営協議会において、福祉有償運送 ² の必要性、旅客から収受する対価その他の福祉有償運送を行うために必要となる事項について、地域の関係者が集まり協議しています。	船橋市福祉有償運送運営協議会において、福祉有償運送についての協議を行います。 また、事業者に対し福祉有償運送の相談・指導を行います。 [担当課] 地域福祉課
21. 食の自立支援事業の実施	身体の障害等により食事の調理が困難な一人暮らし等の身体障害者に食事を届けるほか、栄養士が食生活に関する相談に応じる、食の自立支援事業を行っています。	一人暮らしの障害者等の食の自立がさらに推進されるように、食事内容について継続して見直しをしつつ、食の自立に必要な支援を実施します。 [担当課] 障害福祉課

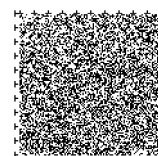
課題（3）障害児支援の充実

項目	現状	施策の方向性
1. 療育支援体制の整備	こども発達相談センターを基幹とし、福祉、教育部門などの周辺関係機関との連携を強化し、広く支援体制を整備することで、総合的・一貫性のある療育体制の充実を図っています。	連携を強化するための会議等を開催し支援体制の整備を図ります。 [担当課] 療育支援課

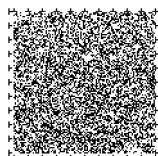
²NPO法人等が、身体障害者や要介護者など、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な人に対して、営利とは認められない範囲の対価によって行う、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを言います。



項目	現状	施策の方向性
2. 児童発達支援の実施	学齢前の障害児が、日常生活の向上を図るため、基本的動作の指導や集団生活への適応訓練を行っています。	児童発達支援を実施し、障害児の日常生活の向上を図ります。 [担当課] 療育支援課
3. 放課後等デイサービスの実施	就学している障害児が、生活能力の向上を図るため、コミュニケーションの促進や必要な訓練を行っています。	放課後等デイサービスを実施し、障害児の生活能力の向上を図ります。 [担当課] 療育支援課
4. 保育所等訪問支援の実施	保育所等に通う障害児が、集団生活への適応のため、訪問支援員が専門的なアドバイスをしています。	保育所等訪問支援を実施し、集団生活の適応向上を図ります。 [担当課] 療育支援課
5. 早期発見・早期療育の充実	心理発達相談員などの専門職の巡回相談等により、発達に遅れのある子を早期発見し、早期療育を行っています。	幼稚園等への巡回相談等を行い、早期発見し、早期療育に繋がります。 [担当課] 療育支援課



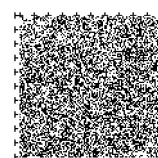
項目	現状	施策の方向性
6. 療育内容の充実	療育内容の研究を深め、より効果的な支援体制を構築するとともに、支援にかかる知識や具体的支援方法についての指導啓発を行うことにより、効果的な支援体制の確立を図っています。	幼稚園・保育園等の職員に対して、講演会を開催し、職員の資質の向上を図ります。 [担当課] 療育支援課
7. 保育所における障害のある児童の受け入れ	「船橋市発達支援保育実施要綱」に基づき、保育に欠ける発達支援児の保育所での受け入れを行っています。 また保育所のバリアフリー化を推進しています。	「船橋市発達支援保育実施要綱」に基づき、保育を必要とする発達支援児の保育所での受け入れを行います。 また保育所のバリアフリー化も推進します。 [担当課] 保育課 保育施設整備課
8. 幼稚園における障害のある児童の受け入れ	障害のある児童を受け入れている私立幼稚園に対し、それにかかわる経費の一部の補助を行っています。	障害のある児童を受け入れている私立幼稚園に対し、その経費の一部を補助することにより、幼稚園における障害のある児童の受け入れに対する支援を行います。 [担当課] 学務課



項目	現状	施策の方向性
9. 放課後ルームにおける障害のある児童の受け入れ	障害のある児童の受け入れの際に、児童の障害の程度に応じて職員の加配などを行っています。	職員の加配を行うなど障害のある児童の受け入れを行います。 [担当課] 児童育成課

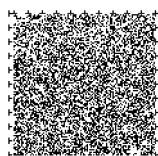
課題（4）福祉用具の支給

項目	現状	施策の方向性
1. 補装具費の支給	障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、補装具費（購入・修理）の支給を行っています。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、補装具費の支給を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図ります。 [担当課] 障害福祉課
2. 日常生活用具費の支給	障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために日常生活用具費や日常生活用具取付費用の支給を行っています。	日常生活用具費や日常生活用具取付費用について、利用実態を把握しつつ適正な支給を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図ります。 [担当課] 障害福祉課



課題（５）情報提供の充実等

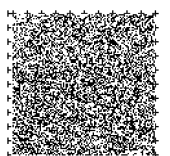
項目	現状	施策の方向性
1. 聴覚障害者ファクシミリ・ネットワーク（F ネット）事業の実施	聴覚障害者への情報提供の充実を図るため、ファクシミリを利用した情報提供を実施しています。	ふなばし安全・安心メールなどの普及を図りつつ、ファクシミリを利用した情報提供を推進します。 [担当課] 障害福祉課
2. 図書利用の支援	①身体障害者福祉センターにて声の図書や点字図書の貸し出しを行っています。	①声の図書・点字図書の貸し出しを行います。 [担当課] 障害福祉課
	②障害があり図書館に行くことが困難な人に対し、図書の宅配を行っています。	②図書の宅配サービスを行います。 [担当課] 図書館
3. 点字広報・声の広報の発行	広報ふなばしの点字版・録音版を発行することによる情報提供の推進を図っています。	点字広報・声の広報を発行することによる情報提供の推進を図ります。 [担当課] 広報課



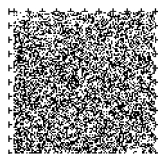
項目	現状	施策の方向性
4. 市のホームページにおける情報提供の推進	市のホームページにおいて、ふりがな・文字の拡大機能など情報提供の推進を図っています。	市のホームページにおける情報提供の推進を図ります。 [担当課] 広報課
5. 声の市議会だより・市議会だより点字版の発行	市議会だよりの録音版である声の市議会だよりや市議会だよりの点字版を発行することにより、市議会の情報提供の推進を図っています。	声の市議会だより・市議会だより点字版の発行により、市議会の情報提供の推進を図ります。 [担当課] 庶務課
6. 公文書の音声コード化	障害福祉のしおりや通知の一部の音声コード化を行っています。 また、音声コード読み上げ装置を、平成26年度に戸籍住民課及び各出張所・連絡所に配置しました。	公文書の音声コード化については、必要に応じて行います。 [担当課] 総務課 障害福祉課

課題（6）意思疎通支援の充実

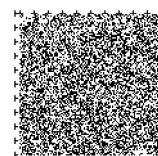
項目	現状	施策の方向性
1. 手話通訳者・要約筆記者による意思疎通支援の推進	①広域的な手話通訳者・要約筆記者を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を推進しています。	①障害のある人と障害のある人に対して意思疎通を必要とする人の意思疎通支援の手段として、手話通訳者又は要約筆記者の派遣の利用を推進します。 [担当課] 障害福祉課



項目	現状	施策の方向性
1. 手話通訳者・要約筆記者による意思疎通支援の推進	②手話通訳者・要約筆記者の派遣を推進するため、手話通訳者・要約筆記者の養成を行っています。	②専門性の高い手話通訳者・要約筆記者の養成を行うことによる意思疎通支援を推進します。 [担当課] 障害福祉課
2. 手話講習会の実施	①聴覚障害者が基本的な意思疎通ができるように、手話講習会を行っています。	①聴覚障害者への意思疎通支援のため、手話講習会を行います。 [担当課] 障害福祉課
	②健聴者ではじめて手話を学ぶ人を対象とした手話講習会を行っています。	②健聴者ではじめて手話を学ぶ人を対象として講習会を行います。 [担当課] 障害福祉課
	③身体障害者手帳を所持していない中途失聴者・難聴者のための手話講習会を行っています。	③手話の学習を通じ、同じ仲間との交流を深め、孤立しがちな状況から社会参加を促進していくことを目的に、中途失聴者・難聴者のための手話講習会を行います。 [担当課] 障害福祉課



項目	現状	施策の方向性
3. 盲ろう者通訳・介助員による意思疎通支援の充実	①盲ろう者通訳・介助員を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を推進しています。	①盲ろう者通訳・介助員を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を行い、盲ろう者の自立と社会参加を促進します。 [担当課] 障害福祉課
	②盲ろう者通訳・介助員の派遣を推進するため、盲ろう者通訳者・介助員の養成を行っています。	②盲ろう者通訳・介助員の養成を行うことにより、意思疎通支援を推進し、盲ろう者の自立と社会参加を促進します。 [担当課] 障害福祉課



第 2 章

保健・医療

1 基本方針

保健・医療に関しては、障害のある人を含む市民すべての障害や疾病などの早期発見・早期治療、早期療育を図ることが重要であり、各年齢段階に応じて、関係機関が連携し、適切な施策を実施していくことが必要です。そして、障害のあるなしにかかわらず、すべての市民の健康の保持・増進を図っていくことが大切です。特に、生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するためにも、生活習慣の改善や自己健康管理の促進を図っていく必要があります。

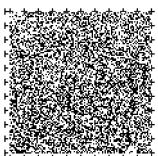
障害のある人の保健・医療に関しては、身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受け入れられるよう、地域医療体制等の充実を図ることが必要です。障害のある人の健康の保持・増進や新たな障害の予防・軽減を図るためにも、保健・医療・福祉の関係機関が連携を図っていくことが重要です。

また、医学的リハビリテーションに従事する者や健康相談等を行う者について、専門的な技術や知識を有する人材の確保や資質の向上を図っていくことが重要です。

精神障害のある人や難病の人が自立した日常生活や社会生活を営むためには、地域で暮らせる環境の整備や支援を行っていく必要があります。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

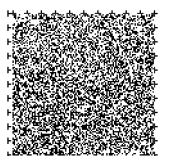
- (1) 保健・医療の充実等
- (2) 精神保健・医療の提供等
- (3) 人材の育成・確保
- (4) 難病に関する施策の推進
- (5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療



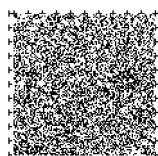
2 現状と施策の方向性について

課題（１）保健・医療の充実等

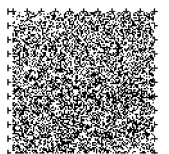
項目	現状	施策の方向性
1.（仮称）保健福祉センターによる保健・医療・福祉の連携	保健所・保健センター・地域包括支援センター等、保健・医療・福祉サービスの拠点となる複合施設である（仮称）保健福祉センターを、平成27年10月の開設を目標に建設しています。	（仮称）保健福祉センターの整備を行うことにより、保健所を中心とした保健・医療・福祉の連携を図り、より良いサービスを提供できる体制づくりを推進します。 [担当課] 健康政策課
2. 健康づくり事業の推進	健康の保持増進や生活習慣病予防に関する啓発、妊娠、出産・子育てに関する相談、健康診査等の事業を行っています。	生涯にわたる健康づくりのための事業を実施します。 [担当課] 健康増進課
3. 地域リハビリテーションの推進	①船橋市地域リハビリテーション協議会において、市民が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、適切なリハビリテーションが切れ目なく提供される「地域リハビリテーション」を推進するために必要な事項について、協議しています。	①「地域リハビリテーション」を推進するための協議及び取り組みを実施します。 [担当課] 健康政策課



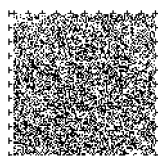
項目	現状	施策の方向性
3. 地域リハビリテーションの推進	②船橋市リハビリセンターにおいて、これまでのリハビリ事業に加え、市内の回復期病床を持つ病院等と密接な連携体制を整えることで、回復期から維持期までの継続したリハビリテーションを提供していく地域リハビリテーションを推進するための拠点事業を行っています。 また、リハビリテーション科の診療所及び訪問看護ステーション業務を実施し、地域で生活しながらリハビリテーションを行う方にリハビリテーションの総合的な提供を行っています。	②平成26年4月から指定管理者制度を導入し、これまでのリハビリ事業に加え、地域リハビリテーションを推進するための拠点事業を行い、地域リハビリテーションの推進を支援するとともに、平成26年7月から診療所の運営を開始するほか、平成27年4月から訪問看護ステーションの運営を開始します。 [担当課] 健康政策課
	③リハビリテーション検討会議の開催など庁内におけるリハビリテーションの連携を図っています。	③庁内におけるリハビリテーションの連携を図ります。 [担当課] 療育支援課
4. 地域医療の推進	①かかりつけ医の必要性について、市の広報や小児救急ガイドブックを通じて、市民への啓発を図っています。	①市の広報や小児救急ガイドブックなど様々な形で、かかりつけ医の必要性について、市民への啓発事業を行います。 [担当課] 健康政策課



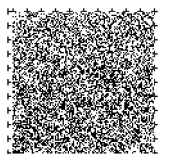
項目	現状	施策の方向性
4. 地域医療の推進	②高い病床稼働率を維持している船橋市立リハビリテーション病院において回復期のリハビリテーションを提供しています。	②船橋市立リハビリテーション病院による回復期のリハビリテーション医療の提供を実施します。 [担当課] 健康政策課
5. 在宅療養者への介護・介護支援の充実	平成23年度に3ヶ所、平成25年度に1ヶ所の委託による地域包括支援センターを増設し、より地域に密着した対応を行っています。	地域包括支援センター及び協力機関である在宅介護支援センターの機能強化を図ります。 また、各地区コミュニティで開催されている地域ケア会議を充実させます。 [担当課] 包括支援課
6. 在宅医療の推進	医療・介護の関係団体の代表で構成する船橋市地域在宅医療推進連絡協議会を設置し、平成24・25年度の2年間、在宅医療を推進するために必要な事項の検討を行い、協議結果を「船橋市における在宅医療の推進について」報告書に取りまとめを行いました。 また、平成25年5月、医療・介護関係者及び行政によって構成する任意団体である船橋在宅医療ひまわりネットワークが設立され、在宅医療の推進に向けて取り組んでいます。	船橋在宅医療ひまわりネットワークの活動を中心に、在宅医療・介護関係者が連携し、在宅医療の推進に向けて取り組みます。 新たに市が設置予定の在宅医療支援拠点の平成27年10月オープンに向けて、行政と関係機関が協力連携のうえ、準備を進め、推進体制を構築します。 [担当課] 健康政策課



項目	現状	施策の方向性
7. 医療機関での診療の円滑化	障害のある人が医療機関において円滑な診療が受けられるよう、千葉県から提供される受診サポート手帳を障害福祉課、船橋駅前総合窓口センター、各出張所福祉ガイドコーナーにて配布しています。	受診サポート手帳の配布及び市のホームページや障害福祉のしおりで周知を行います。 [担当課] 障害福祉課
8. 歯科診療の充実	さざんか歯科診療所において、一般の歯科診療所で治療が困難な障害のある人に対し歯科診療を行う体制を整え、診療しています。	(仮称) 保健福祉センター内に、障害のある人に対する歯科診療を行う診療所を新たに設置するなど歯科診療の充実を図ります。 [担当課] 健康政策課
9. 障害福祉施設等への歯科指導及び家庭への訪問指導の充実	障害福祉施設等に出向き、歯科指導を実施するとともに、必要時においては家庭への訪問指導を行っています。	各施設への歯科指導及び家庭への訪問指導を行います。 [担当課] 健康増進課

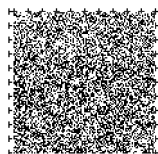


項目	現状	施策の方向性
10. 医療費負担の軽減 自立支援医療（更生医療）の給付、重度心身障害者医療費の助成、障害者の後期高齢者制度による医療	障害のある人の医療費負担の軽減のため、医療の給付及び医療費の助成を行っています。 ・ 自立支援医療（更生医療）の給付 ・ 重度心身障害者医療費の助成 ・ 65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態にある者及び75歳以上の者に対する「高齢者の医療の確保に関する法律」による医療の適用	医療の給付及び医療費の助成を行います。 なお重度心身障害者医療費については現物給付化に向けて、千葉県の動向を見ながら、必要な措置を行います。 [担当課] 障害福祉課 国民健康保険課
11. 医療費負担の軽減 自立支援医療（育成医療）、養育医療、療育医療の給付	①身体に障害がある児童（18歳未満）に対して、自立した日常生活または社会生活が営むことが出来るよう、手術を前提とした入院及び手術後に機能回復が見込まれる場合の医療の給付を行っています。	①自立支援医療（育成医療）の給付を行います。 [担当課] 健康増進課
	②身体発育が未熟なまま出生した未熟児は出生後速やかに適切な処置が必要なため、医師が入院を認めた児に対し、養育に必要な医療の給付を行っています。	②未熟児養育医療の給付を行います。 [担当課] 健康増進課
	③骨関節結核及びそのほかの結核にかかっている児童に対して、医師が必要と認めた場合の医療の給付等を行っています。	③結核児童療育医療の給付を行います。 [担当課] 健康増進課



課題（2）精神保健・医療の提供等

項目	現状	施策の方向性
1. 精神疾患等の正しい知識の普及	精神障害者に対する偏見、差別解消、正しい知識の普及啓発のため「普及啓発講演会」や「家族教室」を開催しています。 なお家族支援でもある「家族教室」についてはそれまでは年1回開催だったものを平成25年度からは年2回と開催回数を増やし開催しています。	普及啓発講演会については内容を充実させるとともに、継続して開催します。 家族教室については家族への情報提供や交流促進の支援という点から実施します。 [担当課] 保健予防課
2. 精神障害者及び家族に対する相談事業の推進	保健所において、精神保健福祉士、保健師等による電話・来所相談や訪問支援を随時行っているほか、精神科医師による相談を定期的実施しています。 また、船橋市地域活動支援センターにおいて、地域で生活する精神障害者や市民の心の健康相談を電話や面接相談にて実施しています。	保健所における相談事業については、医療機関や地域の福祉関係機関との連携を強化しつつ、訪問支援を充実させます。 また、船橋市地域活動支援センターの活動について、地域に根ざした施設となるよう広報活動を促進します。 [担当課] 保健予防課
3. 精神障害者の家族による交流事業の推進	精神障害者の家族が孤立しないよう家族会の活性化とともに、当事者の家族に対する一層の支援を推進していく必要があります。	当事者と同居する家族を対象に、家族会のメンバーが担当者となって、同じ悩みをもつ家族同士での話し合い、共に学習する場を設けます。 [担当課] 保健予防課



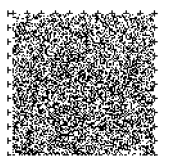
項目	現状	施策の方向性
4. 医療費の負担軽減 自立支援医療（精神通院医療） の給付、精神障害者入院医療費 の助成	精神障害の治療で通院や入院 した場合の医療費負担軽減のた め、医療の給付及び医療費の助 成を行っています。	精神障害者の増加する状況を 踏まえ、精神障害に対する適切 な医療を確保できるよう精神障 害により、通院や入院した場合 の医療費の負担軽減を図りま す。 [担当課] 保健予防課 障害福祉課

課題（3）人材の育成・確保

項目	現状	施策の方向性
1. 専門職員の資質の向上	専門的知識の習得のため各種 研修に参加しています。	各種研修により知識の習得及 び資質の向上を目指します。 [担当課] 関係各課
2. 専門職員の確保	地域保健を推進する保健師、 発達遅滞の乳幼児に対する発達 検査や療育指導のための心理発 達相談員など、専門職員を配置 しています。	保健指導や療育支援の推進確 保に必要な専門職員の確保に努 めます。 [担当課] 関係各課

課題（4）難病に関する施策の推進

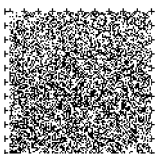
項目	現状	施策の方向性
1. 難病患者援助金の支給	難病患者の費用負担の軽減を 図るため難病患者援助金を支給 しています。	対象の拡大など、国の動向を 見ながら、難病患者援助金の支 給による支援を行います。 [担当課] 障害福祉課



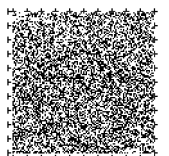
項目	現状	施策の方向性
2. 小児慢性特定疾病医療費の給付	長期にわたり療養を必要とし、療養のために多額の費用を要する小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対し医療費を支給しています。	対象の拡大など、国の動向を見ながら、小児慢性特定疾病医療費の給付による支援を行います。 [担当課] 障害福祉課 健康増進課
3. 難病相談事業の推進	難病患者が自宅で安心して療養できるよう、患者・家族から相談を受け、関係機関と連携を取り、療養者の状況やニーズに応じた支援を行っています。	関係機関との連携を深め、難病患者が安心して療養できる体制づくりを行います。 [担当課] 保健予防課
4. 難病患者に対する医療費の支給	原因が不明で治療方法が確立されていない難病患者の医療費自己負担額を軽減し、治療の促進を図っています。	対象の拡大など、国の動向を見ながら、難病の患者に対する医療費の支給により負担を軽減し、治療の促進を図ります。 [担当課] 保健予防課

課題（5）障害の原因となる疾病等の予防・治療

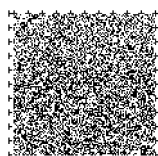
項目	現状	施策の方向性
1. 「ふなばし健やかプラン21」の推進	「声かけて 支えあって まちづくり」をキャッチフレーズに、行政及び「ふなばし健やかプラン21 市民運動推進会議」の協働で計画の推進を図っています。	平成27年度から「ふなばし健やかプラン21（第2次）」のもと健康の増進のための施策を推進します。 [担当課] 健康政策課



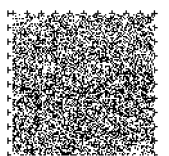
項目	現状	施策の方向性
2. 健康づくり啓発事業の推進	ふなばし健康まつり・ヘルシー船橋フェア等の開催や、パンフレットの配布など啓発事業を推進しています。	内容や参加団体の充実を図りながら啓発事業を推進します。 [担当課] 健康政策課 健康増進課
3. 新生児の障害予防の推進	①保健師による母子健康手帳交付時に、妊娠・出産・育児に関する相談を行っているほか、妊娠届やそれらの相談をもとに、必要に応じて妊婦訪問を行うなど出産・育児に関する継続的な支援を行っています。	①母子健康手帳交付時における保健師による相談を行うほか妊婦訪問など出産・育児に関する継続的な支援を行います。 [担当課] 健康増進課
	②「はじめてママになるための教室」「パパ・ママ教室」により、正しい知識の普及を行い、安全な妊娠・出産を促しています。	②「はじめてママになるための教室」「パパ・ママ教室」により、正しい知識の普及を行い、安全な妊娠・出産を促します。 [担当課] 健康増進課
	③安全な妊娠・出産を迎えるため毎年1校、中学生を対象にした健康教育を行っています。	③中学生を対象にした健康教育を行っていきます。 [担当課] 健康増進課
4. 乳幼児からの正しい食生活の推進	第1子を対象にした食育講座や、1歳6か月児健康診査時に行う食育ミニ講座などによる食育推進事業を行っています。	食育講座や食育ミニ講座を実施することにより乳幼児からの食育を実施します。 [担当課] 健康増進課



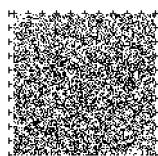
項目	現状	施策の方向性
5. 成人・高齢者における健康の保持・増進と自己管理の促進	保健センターや各地域での健康教育や家庭訪問等により、自らが「自分の健康は自分で守る。」という認識と自覚を高め、疾病の自己管理を促し、健康の保持・増進を図っています。	地区健康教育や健康相談、家庭訪問などを通して自己健康管理の促進を図ります。 [担当課] 健康増進課
6. 生活習慣病などによる障害の予防の推進	①特定健康診査や特定保健指導において、生活習慣病などの予防を図っています。さらに健診結果で腎機能低下のリスクの高い方について、人工透析導入の増加抑制を図るため、保健指導を行っています。また在宅寝たきり者及びそれに準ずる方については訪問診査を実施しています。	①特定健康診査や特定保健指導、慢性腎臓病対策保健事業などの実施により、生活習慣病などの予防の推進、人工透析導入者の増加抑制を図ります。 [担当課] 国民健康保険課
	②生活習慣病予防や健康全般について、各公民館や自治会館、集会所等で定期的に個別相談を行う「成人健康相談」を実施するほか「糖尿病教室」を開催するなど生活習慣病予防、疾病予防を推進しています。	②各公民館や自治会館において定期的に個別相談を行うなど生活習慣予防、疾病予防を推進します。 [担当課] 健康増進課



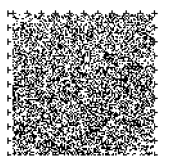
項目	現状	施策の方向性
7. 介護予防事業の充実	①要介護認定率の減少だけでなく、健康寿命が長い高齢者を目指すため、介護予防事業の充実を図っています。	①介護保険事業で実施している「はつらつ高齢者介護予防事業」（二次予防事業）や一次予防事業については、健康づくり事業に融合し、一元的な運営体制を構築して介護予防事業を推進します。 [担当課] 包括支援課
	②船橋市リハビリセンターにおいて「プールリハビリ」や「パワーリハビリテーション教室（筋力マシンを利用したのリハビリ）」など介護予防事業を実施しています。	②維持期のリハビリテーションを提供するとともに介護予防事業を行います。 [担当課] 健康政策課
	③リハビリ的要素を含んだ体操事業による介護予防の推進を図るため、（仮称）ふなばし健やか体操21推進協議会を設置し、必要な事項の検討を行います。	③リハビリ的要素を含んだ体操事業として、体操指導士の育成と体操の普及活動を行います。 [担当課] 健康政策課
8. 乳幼児・高齢者の事故防止の啓発	赤ちゃん訪問、4か月児健康相談、1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査や母子・成人の地区健康教育にて事故予防のチラシ配布や講話を行うなど、市民に対して、乳幼児の交通事故・誤飲・転落、高齢者の転倒など、事故防止に関する啓発の推進を図っています。	赤ちゃん訪問、4か月児健康相談、1歳6か月健康診査・3歳児健康診査や母子・成人の地区健康教育でのチラシ配布を行うなど事故防止の啓発を行います。 [担当課] 健康増進課



項目	現状	施策の方向性
9. 障害の早期発見の推進	①「こんにちは赤ちゃん事業」 として生後60日まで及び「乳児全戸訪問事業」として生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭に訪問し、母子の心身状況や育児環境の把握を行っています。	①新生児訪問、未熟児・低体重児訪問、赤ちゃん訪問を行います。 [担当課] 健康増進課
	②幼児健診の受診率の向上を図るため、母子健康手帳交付時、赤ちゃん訪問時、4か月児健康相談等機会をとらえて1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査など幼児健診を啓発しています。 また、平日に来所できない方に対しては日曜健診を行うなど、健康診査の受診率の向上を図っています。	②1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の啓発、日曜健診の実施により、受診率の向上に努めます。 [担当課] 健康増進課
	③乳児健康相談や窓口・電話相談など、相談事業の充実を図っています。	③乳児健康相談や窓口・電話相談など、相談事業の充実を図ります。 [担当課] 健康増進課

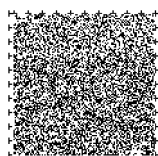


項目	現状	施策の方向性
9. 障害の早期発見の推進	④ 4 か月健康相談での全数把握に努めているほか、各保健センター・船橋市駅前総合窓口センター・市役所にて、随時育児についての相談を受け付けています。 また、精神科医師、臨床心理士などによる育児ストレス相談についても実施しています。 乳児の全数把握により、疾病や障害の早期発見・治療や療育機関との連携を図っています。	④ 4 か月児健康相談、育児ストレス相談を行います。 [担当課] 健康増進課
	⑤健康診査及び健康相談により障害及びその疑いがある場合には、家庭へ訪問し、個々の状況に合わせた支援を関係機関と連携しながら行っています。	⑤家庭訪問事業を実施します。 [担当課] 健康増進課
	⑥ 1 歳 6 か月児健診事後指導教室である「ひよこ教室」において親子で一緒に遊ぶ体験を通して、子どもとの接し方や親子関係の改善を図り、子どもの発達を促しています。	⑥ひよこ教室の実施を通じて子どもの発達を促しながら、関係機関との連携を深め、より高い支援を実施します。 [担当課] 健康増進課
10. 早期療育の推進	早期発見された障害及びその疑いのある子どもの早期療育促進を図っています。	早期療育を行う体制の整備を図ります。 [担当課] 療育支援課



項目	現状	施策の方向性
1 1. 長期療養児育成指導の推進	小児喘息等、長期療養を必要とする子どもとその家族に対する講座を開催することにより、治療方法のみでなく、養育に必要な情報提供・精神的支援を行い、また家族相互の交流を図っています。	長期療養児のための健康講座を行います。 [担当課] 健康増進課
1 2. 乳幼児発達相談指導の充実	低体重児で出生したことによる将来的な発育・発達のリスクを早期に発見又は治療に繋げるため、出生時に低体重や成長発達期に身体機能面に不安のある子どもに対し、小児科医・整形外科医による療育相談を行っています。	乳児発達相談指導の充実を図ります。 [担当課] 健康増進課

【パパ・ママ教室】



第 3 章

教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等

1 基本方針

障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重しあう共生社会の実現にむけ、障害のある児童生徒の発達・成長のため、早期から一人ひとりの障害の状況と成長段階、教育的ニーズに応じて、合理的な配慮を含め必要な支援のもと可能なかぎりきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

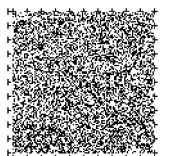
教育の分野では、インクルーシブ教育システム¹において、障害のある人となない人が可能な限り、ともに教育を受けることができるように推進していくとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを構築することが重要です。

「発達障害者支援法」の施行により自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害である発達障害について対応が求められています。発達障害については、早期発見・早期療育が重要なことから、関係機関と連携し、必要な療育が受けられるよう療育機関の機能強化が必要です。

さらに、生涯にわたって学習する機会の確保や障害のある子どもに配慮した施設のバリアフリー化を推進することも重要です。

スポーツ・レクリエーション、文化活動は、人間形成の面からも、生活の質を高めるためにも、さらに、心身の健康という点からも大切です。障害のある人にとってもこれらの活動は全く同じで、やりがい・生きがい・楽しみのある充実した生活の展開になると同時に、心身機能の維持・向上に寄与し、生き生きとした地域生活の実現につながります。従って、これらの活動の機会が限られがちな障害のある人のために活動の機会を十分に確保し、活動を通して社会参加を促進することは非常に重要な課題です。そのため、スポーツ・レクリエーション、文化活動に日常的かつ自主的に取り組むことができるよう、その環境を整備し、これらの活動を推進する必要があります。

¹ 人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みです。



また、障害のある人がこうした活動を通して社会に参加することは、地域社会における障害のある人への理解の促進にもつながります。

これらの活動に加え、国際交流活動への障害のある人の参加の支援方策の充実や、学校教育の場で国際交流活動の機会設定などの必要があります。船橋市は、現在、海外の3都市と姉妹・友好都市を結んでおり、障害のある人を含めた市民レベルの国際交流を、今後も推進することが大切です。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

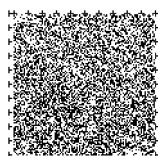
- (1) インクルーシブ教育システムの構築
- (2) 教育環境の整備
- (3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興
- (4) 障害のある人などの国際交流の推進

2 現状と施策の方向性について

課題（1）インクルーシブ教育システムの構築

項目	現状	施策の方向性
1. 就学相談の充実	特別な教育的ニーズのある幼児の就学について、こども発達相談センター等療育施設と連携を図りながら、就学相談会、就学指導委員会を開催し、適切な就学についての支援をしています。	幼稚園・保育園等に就学相談会、就学指導委員会を周知し、適切な教育が受けられるよう保護者からの就学相談に応じます。 [担当課] 総合教育センター
2. 教育相談の充実	市内の全小中学校に特別支援教育コーディネーター ² を指名し、各校及び保護者からの教育相談に応じています。 また、学校担当が各学校を訪問し、指導しています。	学校生活、家庭生活、障害に関する問題の相談や助言を行うため、特別支援教育コーディネーターの支援や各校の教育相談の充実を図ります。 [担当課] 総合教育センター

²各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担っています。

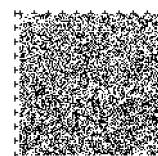


項目	現状	施策の方向性
3. 進路に関する相談支援の充実	公共職業安定所との連携のもと進路対策委員会を通して進路の取り組みを支援しています。	産業現場等における実習についての情報共有などを図り進路指導の充実などを図ります。 [担当課] 総合教育センター
4. 特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実	①在籍する児童生徒の一人ひとりのニーズに応じた適切な指導が行えるよう個別の教育支援計画 ³ や個別の指導計画 ⁴ ・個別の移行支援計画 ⁵ の作成の手引きを配布し教育の充実を図っています。	①個別の教育支援計画や個別の指導計画・個別の移行支援計画を校長会議・教頭会議、コーディネーター研修会等の機会を通して周知し、活用の推進を図ります。 [担当課] 総合教育センター
	②特別支援学級や通常の学級に在籍する障害のある児童生徒で、支援を必要とする場合には支援員の配置を行っています。	②障害のある児童生徒数が増加していることから、安全の確保や学校生活支援のため、必要に応じた支援員の配置をします。 [担当課] 総合教育センター

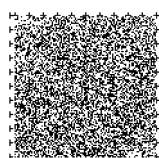
³ 障害のある児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする計画です。

⁴ 学校において一人ひとりの教育的ニーズに対応して、学期毎又は年間の具体的な指導の目標、内容等を盛り込んだ指導計画です。

⁵ 卒業後への移行の時期に学校卒業後の企業就労や福祉施設入所等の進路指導全体を視野に入れ、労働、福祉等との連携の下に、本人や保護者の意向を踏まえて、在学中及び卒業後の支援が適切に行われるよう、生徒一人ひとりに作成する計画です。



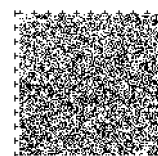
項目	現状	施策の方向性
5. 通級指導教室における指導の充実	①通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、よりよい支援を行えるよう、小・中学校における通級による指導を推進しています。発達障害通級指導教室には、その内容の充実を図るため、通級指導教室指導員を雇用し、通級指導担当教員と協力し、指導を行っています。	①通級指導教室による指導の充実を図るほか、各通級指導教室において障害の特性に応じた設備の整備を行います。 [担当課] 総合教育センター
	②障害のある児童生徒に対して障害の特性に応じた教育を実施するため通級指導教室の設置に取り組んでいます。	②障害のある児童生徒の増加しつつある現状を踏まえ、障害のある子もない子もともに学べるよう通級指導教室を設置します。 [担当課] 総合教育センター
6. 通常の学級における指導の充実	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の指導を充実するため、校内体制の整備を図るとともに、専門家チームによる助言や巡回相談員の派遣を行っています。	専門家チームによる助言や巡回相談員の派遣により、通常の学級における障害のある児童生徒の指導の充実を図ります。 [担当課] 総合教育センター
7. 訪問指導の充実	けがや疾病により療養中、また通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、訪問指導を行っています。	訪問指導が長期にわたる場合においては、学習の遅れが出ないように、学校との連絡を密に取り、支援計画を作成する等の手立てを講じます。 [担当課] 指導課



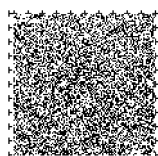
項目	現状	施策の方向性
8. 学生ボランティアの活用	学生支援ボランティア派遣事業の実施により、学生ボランティアによる特別な支援を必要とする児童生徒の支援を行っています。	学生ボランティアによる支援の状況を把握し、近隣大学へのボランティア依頼等により、更なる支援の充実を図ります。 [担当課] 総合教育センター
9. 校外活動の充実	学校での校外活動を通して、さまざまな体験を学ぶことから、小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業を行うなど学校における校外活動の充実を図っています。	障害のある児童生徒の日常生活・集団生活に必要なルールを学び、好ましい人間関係や他校との交流などの推進を図りながら校外活動等を実施します。 [担当課] 総合教育センター
10. 産業現場等での実習の充実	主体的に進路を選択できる力を身につけるために、特別支援学級の中学3年生及び特別支援学校の中学3年生・高等部の全生徒に産業現場等における現場実習を行っています。	校内での作業学習の充実、産業現場等における実習を充実させます。 [担当課] 総合教育センター

課題（2）教育環境の整備

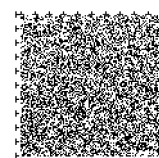
項目	現状	施策の方向性
1. 特別支援学校のセンター的機能	特別支援学校コーディネーターによる小中学校へ出張相談や教員の研修会の講師を行うなどの連携を行っています。	特別支援学校との連絡会を設け、定期的に連絡を取り、状況を把握する等の連携を強化します。 [担当課] 総合教育センター



項目	現状	施策の方向性
2. 発達障害理解のための職員の研修の充実	発達障害の理解促進のため、保育園、幼稚園、関係機関職員を対象とした「発達支援のための講演会」などを行っています。	幼稚園・保育園等の職員に対して、専門職による支援方法の指導や講演会などを行います。 [担当課] 療育支援課
3. 巡回相談の充実	こども発達相談センターの専門職職員等が幼稚園や保育園等にて巡回相談を行うことにより地域での子どもの発達に対する指導力向上を図っています。	専門職職員が巡回相談を行い、幼稚園や保育園等での生活がよりスムーズにいくよう、更なる指導力の向上を図ります。 [担当課] 療育支援課 総合教育センター
4. 教職員への研修の充実	特別支援学級担任研修会や、小・中学校教育研究協議会の特別支援教育部会等を通し、教職員の研修を行っています。	在籍する児童生徒の一人ひとりの特別な教育的ニーズに対応するため、更なる教職員の研修を行います。 [担当課] 総合教育センター
5. 特別支援教育コーディネーター等相談担当者への研修の充実	就学相談・教育相談を専門に行うため、特別支援教育コーディネーター等への指導力向上のため研修会を行っています。	年間の研修計画の中で、経験別、地域別等内容を工夫するなどしながら研修を行います。 [担当課] 総合教育センター

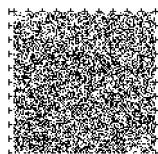


項目	現状	施策の方向性
6. 学校施設・設備の充実	①教育効果を高めるため、特別支援学校及び特別支援学級について、児童生徒数を確認しながら毎年計画を策定し、計画的に学校の施設・設備の整備を図っています。	①特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加が見込まれるため、動向を見ながら特別支援学校の改修や特別支援学級及び通級指導教室の設置を検討します。 [担当課] 総合教育センター 施設課
	②通常の学級に在籍する肢体不自由などの児童生徒のために、障害の状況に合わせた施設・設備の改善を図っています。	②就学1年前から行う就学相談にて、障害の状況の把握などを行っているが、設備の整備の準備を行うためにも、より早期からの就学相談についても検討します。 [担当課] 総合教育センター 施設課
	③大規模改造事業及び校舎改修事業にあたって、各校の改造・改修の状況を踏まえながら、障害のある児童生徒に配慮した整備を行っています。	③増改築時や障害のある児童生徒の状況を踏まえて、エレベーター・多目的トイレ等のバリアフリー化を図ります。 [担当課] 総合教育センター 施設課
7. 公民館などの施設の充実	老朽化等による公民館等の建替えにあたり、障害のある人に配慮した整備を行っています。	今後も公民館等の建替え時にバリアフリー化を進めていくとともに、建替え予定のない2階以上の公民館にエレベーターを設置します。 [担当課] 社会教育課

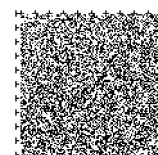


課題（3）文化芸術活動、スポーツ等の振興

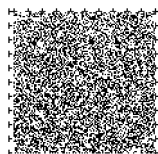
項目	現状	施策の方向性
1. スポーツ、文化施設の整備の推進	スポーツ、文化施設について、障害のある人の参加・利用に配慮した整備に努めています。	障害のある人に配慮したスポーツ、文化施設の整備を推進します。 [担当課] 生涯スポーツ課 文化課
2. スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実	①障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業を実施しています。	①スポーツ・レクリエーション及び文化事業について、障害のある人の要望に応じて、現在実施している事業を拡大する等、障害のある人の社会との交流を更に促進します。 [担当課] 障害福祉課 文化課 生涯スポーツ課 公民館
	②市民全般を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業の開催にあたり、車いす利用者の優先入場や参加者のサポート体制を整えるなど障害のある人の参加に配慮しています。	②参加者の状況に応じた更なる配慮を行い、スポーツ・レクリエーション、文化事業を開催します。 [担当課] 文化課 生涯スポーツ課 公民館



項目	現状	施策の方向性
3. 千葉県障害者スポーツ大会への参加促進	千葉県障害者スポーツ大会への参加の勧奨を広報ふなばし等を利用し行っています。また、特別支援学校や障害者施設に対しても案内を送付しています。	より多くの障害のある人の参加促進のため、広報ふなばしへの掲載や特別支援学校及び障害者施設に対する案内送付とともに、ホームページ等により、更なる周知を図ります。 [担当課] 障害福祉課
4. 作品発表の場の提供	障害者週間記念事業において作品展を開催するなど障害のある人の作品発表の場を提供しています。	市のホームページ、広報ふなばし、チラシ等により、作品展の更なる周知を図り、より多くの方に鑑賞して頂けるよう努めます。 [担当課] 障害福祉課
5. 障害のある人を指導するスポーツ・レクリエーション指導者の確保	指導者を育成している団体の活動に対する後援承認などにより、スポーツ・レクリエーション指導者やボランティアの育成を支援しています。	リハビリテーションの一環として、スポーツ・レクリエーションを行う指導者育成団体の活動への支援を通じて、指導者の確保に努めます。 [担当課] 障害福祉課
6. 精神障害者のレクリエーションや創作的活動等の充実	船橋市地域活動支援センターが行う事業の一環としてレクリエーション、創作的活動などを推進しています。	(仮称) 保健福祉センターへの移転とともに、更なる事業の充実を図ります。 [担当課] 保健予防課



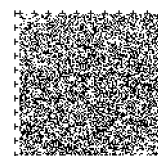
項目	現状	施策の方向性
7. 地域のスポーツリーダーへの障害のある人の理解の浸透	地域のスポーツを推進するスポーツ推進委員やふなばし市民大・学校スポーツコミュニケーション学科の学生などに、講義などを通して障害のある人への理解の浸透を図っています。	地域のスポーツリーダーに対して障害のある人への理解の浸透を図ります。 [担当課] 社会教育課 生涯スポーツ課
8. スポーツ・文化活動を行う団体などへの障害のある人の受け入れ支援	スポーツ・文化活動を行う団体などからの求めに応じて、障害のある人のスポーツ・文化活動への参加に対する相談を受け、参加を推奨しています。	必要に応じて、スポーツ・文化活動を行う団体からの相談に応じ、障害のある人の受け入れを支援します。 [担当課] 障害福祉課
9. 一般市民団体による障害福祉施設への交流活動の支援	一般市民団体が自主的な活動の中で、障害福祉施設への訪問など交流活動を行っています。	必要に応じて、障害福祉施設の紹介をするなど、交流活動を支援します。 [担当課] 障害福祉課 文化課
10. 学校におけるスポーツ、文化活動の充実	障害のある児童生徒も障害のない児童生徒とともに、スポーツや文化活動に取り組めるよう、各学校に指導・助言を行っています。	障害の有無に関わらず、スポーツや運動に親しみ安全に留意しながら個に応じた活動が進められるよう指導していきます。児童生徒の興味関心を大切に、文化活動に主体的に参加できるよう助言します。 [担当課] 指導課 保健体育課



項目	現状	施策の方向性
1 1. スポーツ・文化活動への参加の促進	広報でのスポーツ・文化活動への参加の呼びかけ、有料公共施設の利用については障害のある人が利用する際に使用料を減免することで、スポーツ、文化活動への参加促進を図っています。	広報活動等により、更なる参加を呼びかけ、有料公共施設の使用料について減免することによりスポーツ、文化活動を促進します。 [担当課] 関係各課
1 2. 生涯学習への参加の促進	①障害者団体が公民館を利用する際、登録手続きにより使用料の減免を行い、生涯学習の参加の推進を図っています。	①障害者団体が障害福祉の向上を目的とした活動で公民館を使用する際には、使用料の減免を通じて、生涯学習の参加を促進します。 [担当課] 障害福祉課 公民館 社会教育課
	②生涯学習情報冊子「楽しくまなぼうふなばし」を作成し、船橋市及びふなばし市民大学校や船橋市公園協会等で行っている、障害のある人のための生涯学習情報も含めた生涯学習情報を提供しています。	②障害のある人を含めた生涯学習情報を提供します。 [担当課] 社会教育課

課題（４）障害のある人などの国際交流の推進

項目	現状	施策の方向性
1. 国際交流事業への障害のある人の参加の推進	姉妹都市との国際交流記念事業において、障害のある人も含む市民団体にて国際交流を行っています。	障害の有無にかかわらない国際交流を実施します。 [担当課] 国際交流室



第 4 章

雇用・就業、経済的自立の支援

1 基本方針

障害のある人が地域において、その適性に応じて自立した生活を送るためには就労が重要です。働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を発揮することができるように、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように支援を推進することが重要です。また、一般就労が困難である人には、障害者就労施設等からの物品等の調達による支援により、就労継続支援B型等の福祉的就労の工賃水準の向上を図っていく必要があります。平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、同年船橋市においても「平成25年度船橋市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、総合的な支援を図っています。

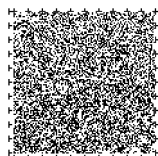
また、障害のある人が質の高い自立した生活ができるように、雇用・就業の促進に関する施策とあわせて、年金や諸手当等の支給により、経済的自立の支援をしていく必要があります。

今後施行される雇用分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務¹）等を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」を受け、障害のある人の雇用対策等をより一層充実させていく必要があります。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- （1）障害のある人の雇用促進
- （2）総合的な就労支援
- （3）福祉的就労の充実
- （4）経済的自立の支援

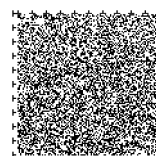
¹事業主に、障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付けています。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除きます。



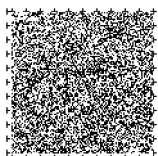
2 現状と施策の方向性について

課題（1）障害のある人の雇用促進

項目	現状	施策の方向性
1. 就労希望者への情報提供	①障害者就業・生活支援センターへ就労支援員配置のための補助金を交付し、適切な就労相談を受けられる環境整備に努めています。	①きめ細かい支援が受けられるよう、障害者就業・生活支援センターの就労支援員配置のための補助事業を継続して実施し、地域の各事業所と連携して相談者のニーズに応じた適切な支援が実施できるよう、体制の構築を図ります。 [担当課] 障害福祉課
	②職場実習先開拓員を配置し、実習先の開拓を行い、就職希望者への情報提供を行っています。	②開拓した実習先の情報提供を実施するとともに、就職希望者への啓発活動に努めます。 [担当課] 商工振興課
2. 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」に向けての取り組み	今後施行される「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の国の動向について、情報収集を行っています。	国の動向を踏まえ、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に向けての情報収集を行い、指針等の周知に努めます。 [担当課] 商工振興課 障害福祉課
3. 企業への啓発	職場実習先開拓員による企業訪問を行い、障害のある人の職場実習及び雇用の啓発を行っています。	職場実習先開拓員による企業訪問等を通じて、障害のある人の雇用の啓発に努めます。 [担当課] 商工振興課

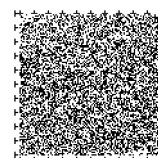


項目	現状	施策の方向性
4. 各種制度の周知	職場実習先開拓員が企業訪問する際、各種奨励金等の啓発に努めています。	職場実習先開拓員による企業訪問等を通じて、各種制度の周知をします。 [担当課] 商工振興課
5. 合同面接会の開催	公共職業安定所とともに、障害者雇用促進合同面接会を実施しています。	公共職業安定所とともに、障害者雇用促進合同面接会を実施し、雇用機会の拡大に努めます。 [担当課] 商工振興課
6. 市職員としての雇用	法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態について検討を行っています。	法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態について検討を行い、市での雇用機会の拡大を図ります。 [担当課] 職員課 教育総務課
	医療業務を行う有資格者の確保が前提となるため、障害のある人の雇用に直接繋げることが難しい状況です。	職員の多くが専門職として勤務している状況ではあるが、適性に応じた業務を障害のある人の雇用に繋げていくよう努めます。 [担当課] 医療センター
7. 事業主への雇用支援	障害のある人を職場実習に受け入れた事業主に対して、障害者職場実習奨励金を交付しています。 また、障害のある人を雇用した事業主に対して、雇用促進奨励金を交付しています。	奨励金の交付を行い、職場実習機会の拡大、雇用機会の拡大に努めます。 [担当課] 商工振興課

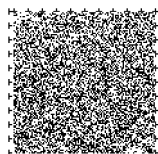


課題（２）総合的な就労支援

項目	現状	施策の方向性
1. 船橋市自立支援協議会専門部会の開催	船橋市自立支援協議会の専門部会である就労支援部会を毎年開催しています。	障害者就労の関係機関が就労支援部会において、障害者就労の課題を共有するとともに、障害のある人の就労の拡大や定着に向けて、ジョブコーチとの連携、ジョブサポーター研修の実施、障害者合同説明会の開催等について議論します。 [担当課] 障害福祉課
2. 船橋市特別支援連携協議会の作業部会の充実	就労に向けて、船橋市特別支援連携協議会の第二作業部会を開催しています。	船橋市特別支援連携協議会の第二作業部会にて、就労等の推進に向けて検討します。 [担当課] 総合教育センター
3. 関係機関との連携強化	船橋市自立支援協議会や就労支援部会を通じて、関係機関との連携を図っています。	船橋市自立支援協議会や就労支援部会を通じて、障害のある人の就労の拡大や定着に向けて、障害のある人の就労に関する課題を共有するとともに、ジョブサポーター研修の実施や障害者合同説明会の開催等について議論し、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障がい者地域福祉連絡会、商工会議所との更なる連携の強化を図ります。 [担当課] 障害福祉課



項目	現状	施策の方向性
4. 障害者就業・生活支援センターの充実	障害者就業・生活支援センターに対して、就労支援員配置のための補助金を交付しています。	障害のある人の一般就労支援の中核となる障害者就業・生活支援センターの機能強化を図るため、今後も就労支援員の配置のための補助金を交付します。 [担当課] 障害福祉課
5. 就労定着に向けた支援	就職準備段階からジョブコーチによる支援を開始し、就職後の実務支援を行っています。また、障害福祉サービスを提供する事業所等の職員が一般就労に対する支援の知識を身につけられるよう、ジョブサポーター研修を実施しています。	就労支援における課題を踏まえて、ジョブサポーター研修の内容等について見直し、ジョブコーチの利用促進について検討するとともに、障害者就労に関わる人に幅広く必要な知識の習得を図ります。 [担当課] 障害福祉課
6. 地域活動支援センター等の充実	地域活動支援センター及び心身障害者福祉作業所に対して運営費の補助等を行うとともに、充実した日常生活や社会生活を営むための創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、生活指導などにより自立を図っています。	地域活動支援センター及び心身障害者福祉作業所の運営の安定化を図る為、運営費の補助等を継続します。 [担当課] 障害福祉課 保健予防課



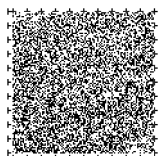
項目	現状	施策の方向性
7. 受注及び販路の拡大	千葉県障害者就労事業振興センター ² へ事業委託を行い、障害者就労施設等の受注・販路の拡大についての指導を行っています。	千葉県障害者就労事業振興センターの体制を拡大し、契約主体となる共同受注窓口を設置することにより、事業所への支援及び障害のある人の工賃向上を図ります。 [担当課] 障害福祉課
8. 職親 ³ 委託制度の利用	職親委託制度の利用により、必要な指導訓練を行っています。	知的障害者に対する職親委託制度を継続します。 [担当課] 障害福祉課

課題（3）福祉的就労の充実

項目	現状	施策の方向性
1. 障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達	平成25年度から、毎年船橋市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、障害者就労施設等から物品等を調達しています。	障害者就労施設等からの物品等の調達目標金額定め、ホームページで実績を公表し、目標金額の達成と調達金額の増額を目指します。 [担当課] 障害福祉課
2. 福祉ショップの開設	障害のある人の就労先の確保や工賃向上を目的とし、福祉ショップの設置を検討しています。	福祉ショップの設置に向けて、設置場所の選定などの具体的な検討をします。 [担当課] 障害福祉課

² 県内の施設と企業等との仲立ちをして、企業訪問や合同販売会等による製品の販路拡大、経営支援相談員等の施設への派遣による経営指導、施設職員の資質向上のための研修などの事業を展開しています。

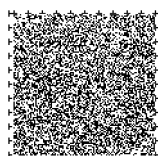
³ 知的障害者の自立・更生に熱意のある職親に障害のある人を預け、食住をともにする中で、生活指導・技能習得研修をお願いする制度です。



課題（４）経済的自立の支援

項目	現状	施策の方向性
1. 障害年金制度及び特別障害給付金 ⁴ 制度の周知	市のホームページ、広報ふなばし、障害福祉のしおりへの掲載や手帳交付時にパンフレットを配布するなど制度の周知を行っています。	市のホームページ、広報ふなばし、障害福祉のしおりへの掲載など周知を図ります。 [担当課] 国民年金課 障害福祉課
2. 手当の給付	各種手当の支給を通じて、障害のある人の経済的自立を支援しています。	障害のある人を対象とする手当を市のホームページ、障害福祉のしおり等にて更なる周知を図り、各種手当を支給することにより、経済的自立を支援します。 [担当課] 障害福祉課
3. 心身障害者新規就労支度金の支給	心身障害者新規就労支度金を支給することにより、経済的自立を支援しています。	市のホームページや福祉のしおり等にて更なる周知を図り、心身障害者新規就労支度金の支給を通じて、障害のある人の経済的自立を支援します。 [担当課] 障害福祉課

⁴国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮し、障害基礎年金を受給していない障害のある人の福祉の向上を目的に、特別な福祉的処置として国（日本年金機構）が支給しています。



第 5 章

生活環境

1 基本方針

地域で安心して暮らすためには、障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で生活しやすい生活環境の整備を推進するため、障害のある人に配慮したまちづくりが重要です。そのためには、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間などの生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、街中まで連続したバリアフリー環境の整備をすることが求められています。障害のある人の立場に立って建築物や道路などを整備することにより、日常的な活動や社会への参加をしやすくする生活環境を確保し、障害のある人が住みよいまちづくりを進めることが重要です。また、障害のある人が地域で安心して暮らすためには、障害のある人が自立生活の可能な住宅が整備されている必要があります。このような住宅は福祉のまちづくりを支える地域資源としても重要です。

そして、障害のある人が住みよいまちとは、障害のある人だけでなく、あらゆる人にとって住みよいまちであると言えます。

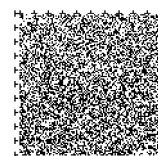
そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 住宅の確保
- (2) 公共交通機関及び公共的施設等のバリアフリー化の推進等
- (3) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

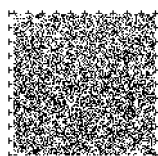
2 現状と施策の方向性について

課題（1）住宅の確保

項目	現状	施策の方向性
1. 市営住宅の確保	市営住宅について、障害のある人向け住宅の確保を図っています。	新規建設住宅のある場合には一定の戸数の確保を図ります。 [担当課] 住宅政策課



項目	現状	施策の方向性
2. 市営住宅への入居の促進	障害のある人のいる世帯については、一般の世帯に比べて収入基準等の入居者資格の緩和措置を行っています。	入居者資格の緩和措置を行い、障害のある人の入居の促進を図ります。 [担当課] 住宅政策課
3. 住宅整備の促進	住宅を障害のある人などが生活しやすく増改築するため、無料相談会の実施、相談会の周知など相談体制の整備を図っています。	無料増改築相談会を行うとともに、チラシ配布にて周知を図ります。 [担当課] 住宅政策課
4. 住宅改造の支援	①障害のある人又は同居する家族が、障害者のために既存の住宅の補修及び増改築をする場合に資金を無利子で貸し付けています。	①障害のある人がより生活しやすくなるよう、住宅整備資金貸付を行い、障害のある人の社会生活の向上を図ります。 [担当課] 障害福祉課
	②障害のある人のために浴室やトイレ等を改造した場合に、その費用の一部を助成しています。	②住宅改造資金の助成について、制度周知を図り、適切な利用を促進します。 [担当課] 障害福祉課
5. 民間賃貸住宅入居支援事業の利用促進	連帯保証人の確保に苦慮している障害者世帯等に対し、民間賃貸住宅情報の提供、入居保証、低所得者については、家賃等債務保証契約時に要する初回保証料の一部を助成しています。	介護保険高齢者福祉ガイド、障害福祉のしおり、市のホームページに掲載して周知を図ります。 [担当課] 住宅政策課



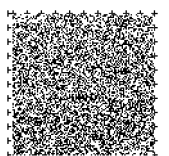
課題（２）公共交通機関及び公共的施設等のバリアフリー化の推進等

項目	現状	施策の方向性
１．公共交通機関の利用の利便性の確保	①公共交通機関の構内通路、階段、エレベーター、エスカレーター、改札口、券売機、乗降場などについて、事業者が施設の新設や大規模な改修等を行う際には、「バリアフリー新法 ^１ 」、「千葉県福祉のまちづくり条例」などに基づいた施設となるように呼びかけています。	①事業者が駅の改修等を行う際にバリアフリー化を呼びかけることで施設整備が進められており、引き続き各種法令の遵守等による駅施設のバリアフリー化を呼びかけます。 [担当課] 都市計画課
	②鉄道事業者が行うバリアフリー化設備設置費等の一部を補助し、鉄道駅の移動等円滑化による利便性の確保を図っています。	②鉄道駅のバリアフリー化を実施する鉄道事業者に対して、国とともに事業費の補助を行い、鉄道駅のバリアフリー化の促進を図ります。 [担当課] 都市計画課
２．市が建設する施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン ^２ の推進	市の施設の新設または改修を行うに当たり、アプローチ（敷地内の通路）、駐車場、出入口、階段、手すり、エレベーター、トイレ（オストメイト ^３ 対応型トイレ含む）など障害のある人に配慮しています。	今後も市の施設の新設または改修の際に、障害のある人に配慮したバリアフリー化を進めます。 [担当課] 関係各課

^１高齢者や障害のある人などの移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障害のある人などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するための法律です。

^２年齢や性別、身体状況等に関わらず、誰もが安全に使いわたりやすく暮らしを実現するために、物や環境、サービスなどを設計段階からデザインすることです。

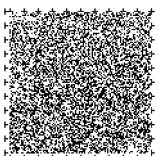
^３人工肛門・人工膀胱を造設している人です。



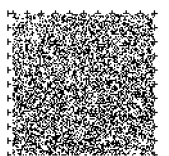
項目	現状	施策の方向性
3. 公園等の整備	公園等の出入口、園路、水飲場、トイレなど、障害のある人に配慮しています。	「船橋市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を遵守しバリアフリー化を行います。 [担当課] 公園緑地課

課題（3）障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

項目	現状	施策の方向性
1. 総合的かつ効果的なまちづくりの推進	窓口において、「千葉県福祉のまちづくり条例」の周知を図り、総合的かつ効果的なまちづくりを推進しています。	「千葉県福祉のまちづくり条例」を事業者に対して説明するなど制度の更なる理解を図ります。 [担当課] 障害福祉課
2. 民間建築物のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの促進	不特定多数の人が利用する民間建築物の新設または改修を行うに当たり、建築主・事業者などに対して「バリアフリー新法」、「千葉県福祉のまちづくり条例」などの周知徹底と意識・理解の高揚を図っています。	窓口に来庁された事業者等に、バリアフリー化及びユニバーサルデザインの促進について周知します。 [担当課] 建築指導課
3. 「船橋市移動円滑化基本構想」で位置付けられた重点整備地区のバリアフリー化	重点整備地区の特定旅客施設及び公共公益施設等への特定経路のバリアフリー化事業を、効果的かつ円滑に推進するよう、関係機関に呼びかけています。	旅客施設、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。 [担当課] 都市計画課 道路建設課 街路課

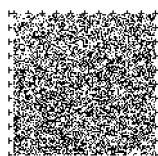


項目	現状	施策の方向性
4. 歩道環境の整備	歩行空間を確保するため、できるだけ幅の広い歩道を整備しています。	個々の路線条件等の中でできるだけ幅の広い歩道を整備します。 [担当課] 道路建設課 街路課
5. 人にやさしい歩道への整備	既設の歩道の整備について、段差、凹凸、急な勾配を解消するため、歩道を整備しています。 また、障害のある人に配慮した歩行空間の整備の推進のため、視覚障害者誘導用ブロックの設置・色の塗り直し工事、危険箇所に点字ブロックを設置しています。	誰もが歩きやすくするため、既設歩道の段差や急な勾配を解消し、バリアフリー化を図ります。 また、視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、透水性舗装を採用していくなど、障害のある人への安全に配慮し取り組みます。 [担当課] 道路建設課
6. 放置自転車の解消	自転車等駐車場の整備、放置自転車等の撤去移送及び自転車利用者への啓発などにより、歩行の妨げとなる放置自転車の解消に努めています。	放置自転車の防止の啓発と撤去に関しては、引き続き取り組みを行います。 駐輪場整備を計画的に進めるために、「船橋市自転車等駐車対策に関する総合計画」策定します。 [担当課] 都市整備課 道路管理課



項目	現状	施策の方向性
7. 不法占有物の除去	歩行者等の通行障害となることから、日、祝、年末年始を除き毎日撤去作業を行っています。	「屋外広告物法」及び「船橋市屋外広告物条例」に基づき、公共の場所に掲出されている違反屋外広告物の除去を行います。 また、パトロール回数を増やす等、不法占有物件の除去を進め、歩行空間の確保に努めます。 [担当課] 都市計画課 道路管理課
8. 交通安全思想・教育の推進	交通事故の防止に努め、実践的な交通安全教育を実施し、交通安全思想及び教育の推進を図っています。	春・秋の全国交通安全運動期間を中心とした交通安全啓発に関するイベントや交通安全教室などを実施することによって、交通事故の防止を図ります。 [担当課] 市民安全推進課 保健体育課

【オストメイト対応型トイレ】



第 6 章

安全・安心

1 基本方針

障害のある人が地域社会において、安全・安心して生活するためには安全・安心な暮らしを支える生活環境づくりというものが不可欠です。災害に備えのある安全で安心な暮らしを確保するため防災体制の充実や防災意識、災害対応力の向上を図ってまいります。

また犯罪のないまちづくりのための情報提供や関係機関の連携による防犯に対する意識の向上や社会問題化している消費者被害から障害のある人の消費者としての利益の保護を図ってまいります。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

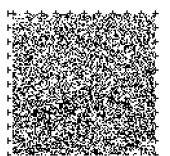
- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

2 現状と施策の方向性について

課題（1）防災対策の推進

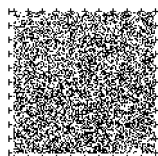
項目	現状	施策の方向性
1. 地域防災計画の充実	「地域防災計画」（平成25年1月改訂）に、要配慮者（災害時要援護者） ¹ への支援内容や取り組み等について記載しています。	支援内容や取り組み等については適宜地域防災計画の見直しを行い、支援体制の充実を図ります。 [担当課] 危機管理課

¹東日本大震災の発生により、災害時要援護者（高齢者、障害者等）とその支援者（消防団員、民生委員等）が多数犠牲となった教訓を踏まえ、災害対策基本法が一部改正（平成25年6月公布）され、いわゆる「災害時要援護者」は「要配慮者」へ名称が変更されました。「要配慮者」の中で、特に災害時に避難支援を要する方については「避難行動要支援者」とされています。

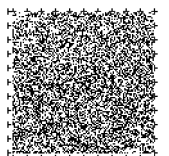


項目	現状	施策の方向性
2. 関係部局の連携の強化	災害時要援護者対策推進委員会により関係部局の連携を強化しています。	定期的に災害時要援護者対策推進委員会を開催することにより関係部局の連携を強化し、災害時における要配慮者の支援を推進します。 [担当課] 危機管理課
3. 避難所 ² の整備	小中学校及び高等学校の宿泊可能避難所に、車いすで利用できる仮設トイレや車いすを備蓄しました。 また、福祉避難所には、刻み食・流動食になる食料や紙おむつ、おしり拭き等要配慮者に配慮した物資の備蓄を行っています。	要配慮者へ配慮した物資の備蓄を行うなど引き続き避難所の整備を図ります。 [担当課] 危機管理課
4. 福祉避難所の設置	避難生活に特別な配慮が必要な要配慮者の生活の場として、平成24年度に市公共施設33施設、平成26年度に市立船橋特別支援学校（金堀校舎・高根台校舎）を福祉避難所として指定しました。	福祉避難所をさらに確保するため、民間の社会福祉施設等についても、福祉避難所指定の協定締結に努めます。 [担当課] 危機管理課

² 避難所には、被災者の一時的な生活の場となる「宿泊可能避難所」と、宿泊可能避難所では対応できない要配慮者のため配慮がされた「福祉避難所」があります。

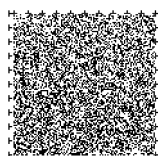


項目	現状	施策の方向性
5. 緊急一時入所の協定締結	災害時における要配慮者の緊急一時入所の受け入れについて、市内の社会福祉施設等との協定締結に向け、平成24年度に各施設に調査を行いました。	障害者施設や高齢者施設等を運営する法人等との協定締結に努めます。 [担当課] 危機管理課
6. 災害時の情報提供・緊急時の通報システムについて	聴覚障害者ファクシミリネットワーク事業やふなばし安全・安心メールの登録やひとり暮らしまたはそれに準ずる状態の重度身体障害者に対し緊急通報装置の貸与などを行っています。	障害のある人に対し、聴覚障害者ファクシミリネットワーク事業や新たなメール配信システムによるふなばし災害情報メールの登録の推進や緊急通報装置の制度の周知を行います。 [担当課] 障害福祉課
7. 災害対応の充実	市の総合防災訓練において、平成25年度に福祉避難所の開設訓練等を行い、要配慮者の受け入れについての訓練を行いました。また、福祉施設と防災MCA無線による通信訓練も併せて行いました。 各施設への実施指導の際に、防災訓練の実施の有無や避難通路等防災体制についてのチェックや指導を行っています。	障害のある人などの要配慮者も参加した防災訓練ならびに各施設の防災体制の確認などを通し、災害対応の充実を図ります。 [担当課] 危機管理課 障害福祉課



項目	現状	施策の方向性
8. 地域防災体制の整備	要配慮者支援対策について、平成24年3月に策定した「船橋市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき、町会・自治会、民生委員、地区社会福祉協議会等に、説明を行っています。 また、平成25年3月に作成し、全戸配布した「防災ハンドブック」においても、要配慮者の支援について記載し、啓発を図っています。 市では、ガイドラインに基づく災害時要援護者台帳を作成し、このうち、地域との情報共有に同意した災害時要援護者名簿を平成24年度から整備しています。 整備した名簿は、船橋市社会福祉協議会に情報提供を行うなど、船橋市社会福祉協議会の安心登録カード事業³と連携し、災害時の地域における避難支援について地域との共有を図っています。	要配慮者支援対策について、「船橋市災害時要援護者避難支援ガイドライン」などを活用し啓発を図るほか、自主防災組織の結成率向上や地域防災リーダー養成講座の充実など地域防災体制の整備に努めます。 社会福祉協議会の安心登録カード事業と連携し、地域における避難支援体制づくりの推進に努めます。 [担当課] 危機管理課 地域福祉課

³ 災害時や突発的な発病など日常生活における緊急時に備え、65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害者等が、緊急連絡先や持病等の情報を登録する事業（登録任意）です。登録した情報は出来る限り迅速かつ適切な救援・支援を行えるよう、地域や関係機関・団体で共有するしくみです。

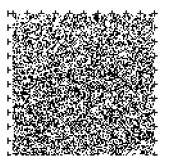


課題（２）防犯対策の推進

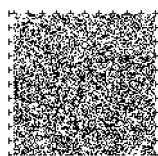
項目	現状	施策の方向性
1. 防犯情報の提供	防犯情報・不審者情報等については、「船橋ひやり・ハッと防犯・交通安全情報」として登録者にメールで配信しています。	「船橋ひやり・ハッと防犯・交通安全情報」について障害のある人の利用促進に努めます。 [担当課] 市民安全推進課
2. 関係機関の連携による犯罪被害の防止	警察と地域団体、行政等の連携により防犯活動を行い、犯罪被害の防止に努めています。	犯罪被害の防止のための地域の障害者団体、福祉施設との連携のあり方について検討します。 [担当課] 市民安全推進課

課題（３）消費者トラブルの防止及び被害からの救済

項目	現状	施策の方向性
1. 消費者トラブルに関する情報提供について	消費者庁や、国民生活センター等からの情報を元に、広報紙や市のホームページ等により情報発信し、また、くらしの情報の発行により消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止に取り組んでいます。	消費者庁や、国民生活センター等からの情報は元より、関係部署からの障害のある人に関する情報を入手し、広報紙や市のホームページ、くらしの情報等により情報提供を行い、消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止に取り組みます。 [担当課] 消費生活課



項目	現状	施策の方向性
2. 消費者トラブルに関する関係機関の連携	消費者庁、国民生活センター、千葉県、近隣市等との連携により情報交換を行うことで、消費者トラブルの防止や早期発見等に取り組んでいます。	関係部署との連携により、障害者団体を把握したうえで、今後の取り組みを検討します。 [担当課] 消費生活課
3. 消費生活相談体制の整備	消費生活センターで消費生活相談を実施しており、相談受付は来訪や電話による受付で行っています。	現在行っている、障害のある人からの相談のほか、今後、専門的な研修等が実施される際は、受講について検討します。 [担当課] 消費生活課
4. 消費者教育の推進	町会・自治会、学校等において、まちづくり出前講座を実施、各会場に講師を派遣し、消費生活に役立つ知識や情報を提供しています。	障害者施設等においてもまちづくり出前講座を実施することにより、障害者等に対する消費者教育の推進に努めます。 [担当課] 消費生活課



第 7 章

差別の解消及び権利擁護の推進

1 基本方針

平成25年6月に、障害者基本法第4条の差別の禁止の規定を具体化した障害者差別解消法が成立しました。この法律では、障害を理由とする差別等の権利侵害の行為の禁止や必要かつ合理的な範囲の社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害を防止するなど、差別を解消するための措置について定められています。

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現のためには、障害を理由とする権利利益の侵害の禁止や必要かつ合理的な範囲の社会的障壁を取り除くための配慮を行うなどの差別の解消を推進していく必要があります。

平成23年6月に、虐待を受けた障害のある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を推進し、障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的とした障害者虐待防止法が成立しました。

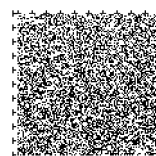
障害のある人に対する虐待は、個人の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立及び社会参加のためには、障害のある人への虐待を防止することが極めて重要です。

障害のある人の保護、自立の支援並びに財産上の不当取引による被害の防止及び救済を図るためにも、成年後見制度の利用を推進していくなどの権利擁護を推進する必要があります。

市が行政サービス等において差別の解消を推進するための合理的な配慮を率先して行っていくことが社会全体での差別の解消の推進につながります。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

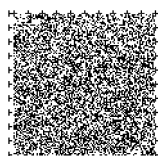
- (1) 差別の解消及び権利擁護の推進
- (2) 行政サービス等における配慮



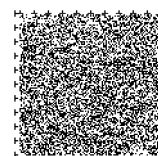
2 現状と施策の方向性について

課題（1）差別の解消及び権利擁護の推進

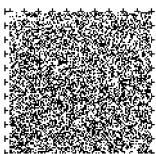
項目	現状	施策の方向性
1. 障害者差別解消法施行に向けての取り組み	障害者差別解消法については、平成28年4月1日に施行されることとなっており、国の動向についての情報収集を行っています。	国の動向を踏まえ、障害者差別解消法施行に向けた取り組みを行います。 [担当課] 障害福祉課
2. 権利擁護体制の検討	船橋市自立支援協議会にて権利擁護体制の検討を行っています。	船橋市自立支援協議会の権利擁護部会において、権利擁護に関する課題を共有するとともに、差別の解消及び権利擁護の推進を図ります。 [担当課] 障害福祉課
3. 障害者虐待防止ネットワークによる権利擁護の推進	船橋市自立支援協議会・虐待防止対応連絡会議・個別ケース会議の3階層の虐待防止ネットワークを構築することにより障害者虐待防止のための関係機関との連携協力を図っています。	虐待防止対応連絡会議を活用し、障害者虐待の問題解決を図っていくとともに、船橋市自立支援協議会に虐待防止対応における審議状況を報告し、障害者虐待に関する課題共有を図ります。 [担当課] 障害福祉課



項目	現状	施策の方向性
4. 高齢者・児童虐待防止部門との連携の推進	障害者虐待防止のため高齢者・児童の虐待防止部門との連携を図っています。	高齢者・児童の虐待防止部門との連携を図ることにより、障害者虐待防止を推進します。 [担当課] 保健予防課 包括支援課 障害福祉課 児童家庭課 療育支援課
5. 障害者虐待防止センターによる権利擁護の推進	障害者虐待防止センターにて、虐待に関する通報の受付・相談を行うことにより、障害者虐待の早期発見・予防に取り組んでいます。	障害者虐待防止センターにおいて虐待の通報の受付・相談を行うとともに、障害者虐待防止のための啓発活動を行うことにより障害者虐待防止の取組を推進します。 [担当課] 障害福祉課
6. 成年後見制度の利用の推進	①必要となる費用を負担することが困難である人に対し、後見人等の報酬等の全部又は一部を助成することにより成年後見制度の利用を推進しています。	①障害者世帯の高齢化等により、成年後見制度の利用の必要性が高まっていることを踏まえ、成年後見人の報酬等の費用の助成を行い、成年後見制度の利用を推進します。 [担当課] 保健予防課 障害福祉課

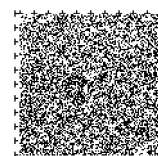


項目	現状	施策の方向性
6. 成年後見制度の利用の推進	②船橋市障害者成年後見支援センターにて、障害のある人の法人後見等の受託や、障害のある人及びその家族に対して成年後見制度を利用するにあたっての電話相談等を行うことにより成年後見制度の利用を推進しています。	②船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する電話相談を行うとともに、市からの依頼に応じて法人後見等の受託を行い、成年後見制度の利用を推進します。 [担当課] 障害福祉課
7. ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」の利用の推進	船橋市社会福祉協議会が設置しているふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」にて、判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などの日常生活自立支援事業を行っており、その利用について周知を図っています。	ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」が実施している日常生活自立支援事業を周知し、利用を推進します。 [担当課] 地域福祉課
8. 心のバリアフリーの推進	各学校において、人権教育、道徳教育、総合的な学習の時間などを通して、心のバリアフリーについて理解を進めています。 また、市民のための講演会を開催し、障害の知識と理解を深めています。	心のバリアフリーの推進のため、地域において学習の機会を設けるとともに、各種のイベント等を通じて、市民の理解を深めます。 [担当課] 保健予防課 障害福祉課 療育支援課 指導課 社会教育課



課題（２）行政サービス等における配慮

項目	現状	施策の方向性
１．職員への障害及び障害のある人に関する理解の促進	①障害者差別解消法の施行に向け、職員に障害及び障害のある人への理解を図る必要があります。	①障害及び障害のある人への理解を図るため、全庁的な取り組みについて検討します。 [担当課] 障害福祉課
	②新規採用職員研修時に人権についての講話の時間を設けるとともに、車いすや視覚障害者体験の実施、障害者施設を含む福祉施設での実地体験を通じて、職員に障害及び障害のある人への理解の促進を図っています。	②新規採用職員研修の課目の中で、障害及び障害のある人への理解の促進を図ります。 [担当課] 職員課
２．事業における合理的な配慮の推進	障害のある人に対する配慮について、各課が独自に行っています。	障害及び障害のある人に対する配慮について、国において今後示される合理的な配慮を推進します。 [担当課] 障害福祉課
３．選挙における障害のある人への配慮の推進	投票所のバリアフリーなど投票環境の改善に努めています。	投票環境の更なる向上及び障害のある人への配慮ある対応を図ります。 [担当課] 選挙管理委員会事務局



項目	現状	施策の方向性
4. 市議会の傍聴における障害のある人への配慮の推進	議場傍聴席において車いす専用席の設置や手話通訳者の派遣を行っています。	市議会の傍聴における障害のある人への配慮を推進します。 [担当課] 庶務課



【障害者のための国際シンボルマーク】



【身体障害者標識】



【聴覚障害者標識】



【盲人のための国際シンボルマーク】



【耳マーク】



【ほじょ犬マーク】

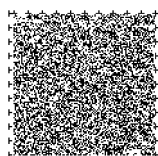


【オストメイトマーク】

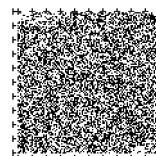


【ハートプラスマーク】

※マークにより、障害のある人への理解や協力を啓発しております。



第3部 推進体制



第 1 章

推進体制

1 連携・協力の確保

「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」を目指すべく計画の推進を図るためには、市民や関係団体との連携・協力が不可欠です。市民等の要望・意見を施策の実施に反映させるよう努め、それぞれの情報を共有するとともに、自主的・主体的な取り組みを支援し協働による施策の推進を図ります。

国・県などの関係機関との連携を深めるとともに、適切な役割分担により、効果的な施策の推進を図るほか、各種制度の充実や財源の確保などをこれらの機関に要請します。

また周辺自治体と情報交換などを行うことにより、共通の施策の推進や課題についての検討を行います。

2 広報・啓発活動の推進

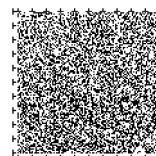
「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」を目指すためには、すべての市民が、障害及び障害のある人についての正しい理解と認識を持つことが重要です。

そのためには、さまざまな機会をとらえて、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害等の障害特性や、性別や年齢等に応じた障害のある人についての正しい理解や認識のための広報・啓発を行うとともに、子どもから障害のある人となない人との交流などを促進していくことが必要となります。

障害のある人にかかわるボランティア活動については、障害のある人の地域社会での暮らしの支援になるのみならず、それにより障害のある人に対する理解を深めるという点で大変意義深く、多くの市民がボランティア活動に参加することが望まれます。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

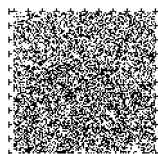
- (1) 広報・啓発活動の促進
- (2) 障害及び障害者理解の促進
- (3) ボランティア活動等の促進



課題（1）広報・啓発活動の推進

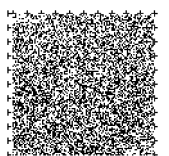
項目	現状	施策の方向性
1. 広報媒体などによる推進	障害者週間の時期にあわせて、広報ふなばし1面に障害及び障害のある人に対する理解促進のための特集記事を掲載しています。 平成25年度は、グループホームで生活する障害者の1日を掲載し障害のある人に対する理解の促進を図りました。	掲載内容について創意工夫するとともに市のホームページ等を活用し、障害のある人への理解促進を図ります。 [担当課] 広報課 障害福祉課
2. 精神障害者に対する理解の促進	船橋市精神保健福祉推進協議会主催のこころの健康セミナーを年1回開催するほか、啓発用の小冊子を年1回発行し、精神障害者に対する理解の促進や精神保健福祉に関する正しい知識普及に努めています。 また地域での支援活動者や家族を対象とした講演会等を開催しています。	講演会等の開催により、精神保健福祉に関する正しい知識普及に努めるとともに船橋市精神保健福祉推進協議会を通じて精神障害及び精神障害者の理解の促進を図ります。 [担当課] 保健予防課
3. 障害者週間記念事業の実施	12月3日から9日の障害者週間の行事として、障害のある人の作品展や映画の上映などを盛り込んだ障害者週間記念事業を開催し、障害及び障害のある人への理解の促進を図っています。	障害者週間記念事業を開催し、その中で身体障害者補助犬¹の実演等の内容の充実を検討し、障害及び障害のある人への理解の促進を図ります。 [担当課] 障害福祉課

¹身体障害者補助犬は、目や耳、手足等に障害のある人の生活を手助けする「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」がいます。

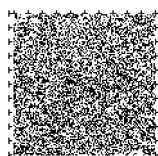


課題（２）障害及び障害者理解の促進

項目	現状	施策の方向性
1. 交流保育の推進	定期的な交流保育を行うため、平成25年4月から「船橋市交流保育実施要領」を策定し、交流保育を行っています。	療育施設の発達支援児と保育園児が地域の中で育ちあうことを目的とした、公立保育園と療育施設との交流保育を行います。 [担当課] 保育課 療育支援課
2. 地域交流の推進	小規模作業所が行うＪＲ船橋駅北口デッキ広場で生産物販売や、地域活動支援センターが行う公園清掃、障害福祉施設等で行われる行事等を通じ、地域交流を行っています。	地域交流活動を推進するとともに、交流推進のための広報活動も推進します。 [担当課] 障害福祉課
3. 特別支援教育振興大会の開催	特別支援教育振興大会として、合同作品展、合同発表会、教育講演会を開催しています。	特別支援教育振興大会を開催することにより障害及び障害のある人の理解の促進を図ります。 [担当課] 総合教育センター
4. 障害福祉施設等との連携	船橋市障害福祉施設連絡協議会や船橋障がい者地域福祉連絡会の会議に出席するなど障害福祉施設などとの連携を図っています。	意見交換や要望を受けるとともに、行政の政策や方針を積極的に発信していくことで連携を深めます。 [担当課] 障害福祉課



項目	現状	施策の方向性
5. 学校教育における福祉教育の推進	福祉教育推進校を中心に、地域での研究・実践を深めています。 また、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校の特別支援学級や通常の学級との交流を行っています。	総合的な学習や特別活動の時間において福祉教育の内容を取り上げるほか、体育行事や文化行事において交流の場を設けます。 [担当課] 指導課 総合教育センター
6. 生涯学習における福祉教育の推進	身体障害者福祉センターの福祉講座やまちづくり出前講座の実施により障害及び障害のある人への理解の促進を図っています。	市民を対象とした福祉講座やまちづくり出前講座を実施するとともに、小学生を対象とした福祉体験講座を実施することで、障害及び障害のある人の更なる理解の促進を図ります。 [担当課] 障害福祉課 社会教育課
7. 身体障害者補助犬の啓発	身体障害者の円滑な社会活動を推進するため、身体障害者補助犬法の啓発を行い、制度に対する理解と浸透を図っています。	広報ふなばしや障害福祉のしおり、障害者週間記念事業での身体障害者補助犬の実演などを通じ、身体障害者補助犬に対する理解と浸透を図ります。 [担当課] 障害福祉課

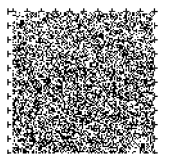


課題（３）ボランティア活動等の促進

項目	現状	施策の方向性
1. ボランティアの養成	身体障害者福祉センターの福祉体験講座や、ふなばし市民大学校のボランティア入門学科の講座によるほか、船橋市社会福祉協議会や精神保健福祉推進協議会とも連携してボランティア養成講座を開催するなどボランティアの養成を図るほか、ボランティア養成の支援を行っています。	福祉体験講座、点字講習会や手話講習会等を実施するなどボランティアの養成を図り、関係機関と連携し、ボランティアの養成の支援を行います。 [担当課] 保健予防課 地域福祉課 障害福祉課 社会教育課 公民館
2. ボランティア登録の推進	ボランティア活動の促進のため、ボランティアセンター ² やNBFクラブ ³ などのボランティア登録を推進しています。	ボランティア活動を推進するため、ボランティア登録を推進します。 またボランティア希望者とボランティア派遣先との調整を行います。 [担当課] 保健予防課 地域福祉課 障害福祉課

² 船橋市社会福祉協議会内に設置する機関で、ボランティアを希望する方を登録し、ボランティアを必要とする方とのコーディネートを行っています

³ 障害のある人への生活支援ボランティアを行っている団体です。市を通じて、障害のある人からボランティアの派遣依頼を受け付けており、NBFクラブに登録している市民ボランティアの中から条件と依頼内容がマッチした人を派遣しています。



項目	現状	施策の方向性
3. ボランティア活動の支援	市民活動サポートセンターにて利用登録団体に打合せスペースの提供や情報発信の支援をしています。 また市民公益活動公募型支援事業⁴やボランティア団体等と協力して事業を行っているほか、ボランティア活動に対しての支援を行っています。	市民活動サポートセンターにおいてボランティア活動を支援するほか、ボランティア団体等と協力しての事業の実施や、ボランティア活動に対しての支援を行います。 [担当課] 市民協働課 保健予防課 地域福祉課 障害福祉課
4. 障害福祉団体への支援	障害のある人の社会参加や社会的自立の促進を図るため、障害のある人の地域社会への参加や福祉の向上に寄与している、障害福祉団体が実施する事業を支援するとともに、活動に要する事業費の一部を助成しています。	障害福祉団体の活動に要する事業費の一部を助成するなど支援を行い、障害のある人の社会参加及び社会的自立の促進を図ります。 [担当課] 障害福祉課

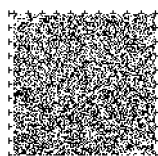
3. 進捗状況の管理及び評価

本計画の施策の実施については、障害のある人やその家族をはじめとする関係者の意見を聴きつつ、各論で示した施策の方向性に沿うよう、また本計画の（別表）成果目標を達成するよう施策の実施に努めます。

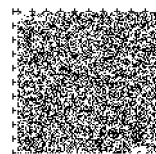
本計画の着実な推進を図るため、毎年度の実施状況及び効果を把握・評価し、船橋市自立支援協議会に報告するものとします。またそれらの結果に応じ取り組みの見直しなどを行います。

社会情勢の変化等により、本計画の変更の必要性が生じた場合には、対象期間の途中であっても本計画の見直しを行います。

⁴ 市民活動団体から提案のあった事業について、その内容を審査し、公益性や社会貢献性の効果がある事業に対して、市が支援金を交付する事業です。



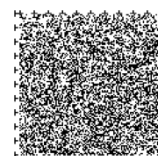
(別表) 成 果 目 標



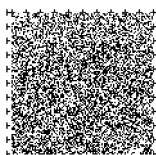
(別表) 成果目標

	事項	該当箇所 (第2部各論 章－課題－項目)	現状 (直近の数値)	目標
1	計画相談支援の利用者数	1-1-2	障害者 101人／月 障害児 0人／月 (平成25年度)	障害者 1,396人／月 障害児 607人／月 (平成29年度)
2	訪問系サービスの利用時間	1-2-1	18,088時間／月 (平成25年度)	22,169時間／月 (平成29年度)
3	日中活動系サービスの利用日数	1-2-1	51,063日／月 (平成25年度)	63,490日／月 (平成29年度)
4	施設入所者の地域生活への移行者数 (平成25～29年度末)	1-2-1 1-2-6	48人 ¹ (平成17～25年度)	19人 (平成29年度)
5	グループホーム利用者数	1-2-1 1-2-6	217人／月 (平成25年度)	275人／月 (平成29年度)
6	障害児通所支援利用日数	1-3-2～4	3,922日／月 (平成25年度)	9,733日／月 (平成29年度)
7	母子健康手帳発行時の保健師の面接率	2-5-3	73.3% (平成25年度)	80% (平成32年度)
8	特定健康診査受診率 (国民健康保険加入者)	2-5-6	47.7% (平成25年度)	60% (平成29年度)

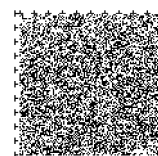
¹ 参考値として平成17年10月1日から平成25年度末までに地域移行した人数を掲載しております。



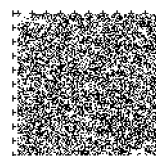
	事項	該当箇所 (第2部各論 章－課題－項目)	現状 (直近の数値)	目標
9	特定保健指導実施率 (国民健康保険加入者)	2-5-6	25.8% (平成25年度)	60% (平成29年度)
10	特別支援学級設置校数 ①知的障害特別支援学級 ②自閉症・情緒障害特別支援学級	3-1-4	①33校 ②6校 (平成25年度)	①40校 ②20校 (平成32年度)
11	障害者向けの合同面接会の参加者	4-1-5	81人 (平成25年度)	151人 (平成32年度)
12	船橋市及び船橋市教育委員会、医療センターの障害者雇用率	4-1-6	市：2.30% 教育委員会：2.66% 医療センター：1.92% (平成25年度)	法定雇用率の遵守 (平成32年度)
13	一般就労への年間移行者数	4-2-1～5	80人 (平成25年度)	160人 (平成29年度)
14	就労移行支援の利用者数	4-2-1～5	176人 (平成25年度)	307人 (平成29年度)
15	バリアフリー化された市内鉄道駅の数 ①段差解消 ②転落防止	5-2-1	①32駅 ②17駅 (平成25年度)	①35駅 ②35駅 (平成32年度)



	事項	該当箇所 (第2部各論 章－課題－項目)	現状 (直近の数値)	目標
16	高齢者や障害をもった人も出かけやすいまちだと思ふ人の割合	5-2-1~3 5-3-1~7	16.7% (平成25年度)	25% (平成30年度)
17	近隣・地区公園の都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率	5-2-3	園路及び広場：64% 駐車場：71% 便所：58% (平成25年度)	園路及び広場：91% 駐車場：100% 便所：100% (平成32年度)
18	特定道路におけるバリアフリー化率	5-3-4~5	63.3% (平成25年度)	100% (平成32年度)
19	駅周辺の放置自転車等の台数	5-3-6	7,514台 (平成25年度)	7,000台 (平成32年度)



参 考 資 料



第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市における障害者のための施策に関する基本的な計画である「第2次船橋市障害者施策に関する計画」が平成26年度末をもって期間が満了するに当たり、「第3次船橋市障害者施策に関する計画」策定のため、第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

- (1) 「第3次船橋市障害者施策に関する計画」の策定に関すること
- (2) その他「第3次船橋市障害者施策に関する計画」の策定に必要な事項

(組織及び任期)

第3条 委員会は、委員30名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 船橋市自立支援協議会委員 24名以内
- (2) 学識経験者 2名以内
- (3) 公募委員 4名以内

3 委員の任期は、「第3次船橋市障害者施策に関する計画」の策定をもって終了する。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

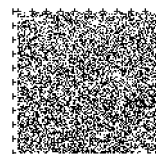
3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉サービス部障害福祉課が行う。

(公務災害補償)

第7条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）に準じて補償する。



(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

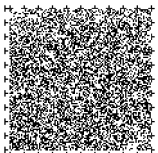
附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月25日から施行する。

(この要綱の失効)

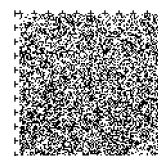
2 この要綱は、「第3次船橋市障害者施策に関する計画」の策定により、その効力を失う。



第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会委員名簿

(敬略称)

区分	委員氏名	所属等名称	備考
1号委員	清水 博和	特定非営利活動法人船橋福祉相談協議会ふらっと船橋	
	伊藤 砂智子	特定非営利活動法人船橋こころの福祉協会 障害福祉サービス事業所こんぼーる	
	杉井 和男	特定非営利活動法人船橋障害者自立生活センター	
	山田 晴子	特定非営利活動法人ちば MD エコネット	
	伊藤 和子	公益財団法人船橋市福祉サービス公社	
	高橋 ふさゑ	特定非営利活動法人ロンの家福祉会	
	千日 清	社会福祉法人大久保学園	
	秋葉 康二	医療法人社団健仁会ひまわり苑	
	鈴木 章浩	障害者支援施設誠光園	
	宮代 隆治	社会福祉法人さざんか会カメラアハウス	
	鈴木 洋文	医療法人同和会高根台メンタルクリニック	
	谷 博司	たに歯科医院	
	河野 光司	船橋市教育委員会 総合教育センター	平成 26 年 3 月 31 日まで牧野英司
	石川 絹世	千葉県立船橋特別支援学校	
	中西 あつ子	船橋市立船橋特別支援学校	
	梅田 和男	船橋公共職業安定所	平成 26 年 3 月 31 日まで窪田規子
	鈴木 研司	社会福祉法人船橋市社会福祉協議会	
	佐藤 彰一	弁護士	
	犬石 志保子	オアシス家族会	
	浜端 義男	船橋市身体障害者福祉会	
	好村 肇	船橋市手をつなぐ育成会	
	山本 一郎	船橋市視覚障害者協会	
	宇井 利夫	船橋市聴覚障害者協会	
	小熊 良	千葉県市川児童相談所	
2号委員	中坪 晃一	植草学園短期大学	
	川島 聡	東京大学先端科学技術研究センター	
3号委員	表 光代	公募委員	
	齊藤 哲夫	公募委員	
	島田 尚彦	公募委員	
	宮崎 薫	公募委員	



第3次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 「第3次船橋市障害者施策に関する計画」を策定するにあたり、庁内における検討を行うため、第3次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会を（以下、「委員会」という。）置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌事務とする。

- (1) 「第3次船橋市障害者施策に関する計画」に関する庁内における検討
- (2) その他庁内における「第3次船橋市障害者施策に関する計画」を作成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は障害福祉課長を、副委員長は保健予防課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長がかけたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

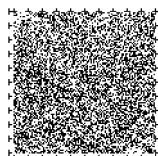
(検討部会の設置)

第6条 委員会での検討を円滑に行うため、検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、委員の推薦を受けた者のうちから委員長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。
- 3 検討部会の会議は、委員長が招集し、会議を行う。
- 4 検討部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴く事ができる。

(代理出席)

第7条 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。



2 部会員は、やむを得ない事情により検討部会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉サービス部障害福祉課が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月7日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は「第3次船橋市障害者施策に関する計画」の策定により、その効力を失う。

附 則 (平成26年6月1日平成26年障第1562号)

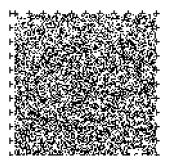
この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月1日平成26年障第3503号)

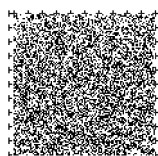
この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月1日平成26年障第4540号)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

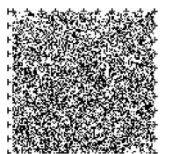


局・部	委員	局・部	委員
市長公室	危機管理課長	経済部	商工振興課長
	広報課長		消費生活課長
	国際交流室長	都市計画部	都市計画課長
企画財政部	政策企画課長	都市整備部	都市整備課長
	財政課長		公園緑地課長
総務部	総務課長	道路部	道路管理課長
	職員課長		道路建設課長
市民生活部	市民協働課長		街路課長
	国民年金課長	建築部	建築指導課長
	市民安全推進課長		住宅政策課長
健康部	健康政策課長	消防局	警防課長
	健康増進課長	管理部	教育総務課長
	国民健康保険課長		施設課長
保健所	保健予防課長	学校教育部	学務課長
福祉サービス部	地域福祉課長		指導課長
	高齢者福祉課長		保健体育課長
	介護保険課長		総合教育センター所長
	包括支援課長	生涯学習部	社会教育課長
	障害福祉課長		文化課長
子育て支援部	子ども政策課長		生涯スポーツ課長
	児童家庭課長	選挙管理委員会事務局	次長
	保育課長	議会事務局	庶務課長
	保育施設整備課長	医療センター事務局	総務課長
	児童育成課長		
	療育支援課長		



第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会会議開催経過

回数	開催日	概要
第1回	平成25年11月15日	○委嘱式 ○計画策定趣旨・スケジュール等説明
第2回	平成26年1月30日	○基礎調査報告 ○計画の構成について ○総論
第3回	平成26年3月28日	○各論第6章安全・安心 ○推進体制
第4回	平成26年6月26日	○各論第2章保健・医療 ○各論第3章教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等
第5回	平成26年8月7日	○各論第5章生活環境 ○各論第7章差別の解消及び権利擁護の推進
第6回	平成26年10月2日	○各論第1章生活支援 ○各論第4章雇用・就業、経済的自立の支援
第7回	平成26年11月6日	○全体見直し
第8回	平成27年1月22日	○パブリックコメントについて ○計画案について



第3次船橋市障害者施策に関する計画

発行・編集

船橋市健康福祉局 福祉サービス部 障害福祉課

〒273-8501

千葉県船橋市湊町2-10-25

TEL 047-436-2307

FAX 047-433-5566

e-mail shogaifukushi@city.funabashi.lg.jp

